

平成26年第5回横手市議会9月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年8月25日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 5 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 9号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 報告第 38号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第 39号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第 40号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 報告第 41号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第13 報告第 42号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第14 報告第 43号 平成25年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 第15 報告第 44号 平成25年度横手市水道事業会計継続費精算報告書の報告について
- 第16 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第17 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 認定第 1号 平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 2号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 3号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 4号 平成25年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 5号 平成25年度横手市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 6号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 7号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 8号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 9号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 10号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第29 認定第 11号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第 12号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第 13号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第 14号 平成25年度横手市横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第 15号 平成25年度横手市横手地域財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第 16号 平成25年度横手市前郷地区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 認定第 17号 平成25年度横手市金沢中野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36 認定第 18号 平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37 認定第 19号 平成25年度横手市醍醐財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38 認定第 20号 平成25年度横手市里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39 認定第 21号 平成25年度横手市福地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第40 認定第 22号 平成25年度横手市館合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第41 認定第 23号 平成25年度横手市病院事業会計決算の認定について
- 第42 認定第 24号 平成25年度横手市水道事業会計決算の認定について
- 第43 認定第 25号 平成25年度横手市下水道事業会計決算の認定について
- 第44 議案第124号 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第45 議案第125号 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第46 議案第126号 横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第47 議案第127号 横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第128号 横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第129号 横手市企業振興条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第130号 財産の取得について（雄物川小学校スクールバス購入）
- 第51 議案第131号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第52 議案第132号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第2号）
- 第53 議案第133号 平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第54 議案第134号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）
- 第55 議案第135号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 第56 議案第136号 平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第57 議案第137号 平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	斎藤光司
25番	菅原恵悦	26番	佐々木誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（32名）

市長	高橋大	副市長	佐藤良吉
副市長	藤本和宏	教育長	伊藤孝俊
総務企画部長	石山清和	財務部長	小丹茂樹
市民生活部長	小川良平	健康福祉部長	佐野司
農林部長	佐々木隆	商工観光部長	浮嶋伸
建設部長	遠藤久志	上下水道部長	高橋実
教育総務部長	柴田恒宏	教育指導部長	高橋成浩
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	渡部幸伸
総務企画部次長 兼秘書広報課長	小田嶋利宏	総務企画部長 兼総務課長	佐藤均

総務企画部 経営企画課長	村田 清和	財務部次長 兼財政課長	三浦 淳
横手地域局長	武田 浩一	増田地域局長	阿部 仁
平鹿地域局長	高橋 嘉	雄物川地域局長	杉山 哲
大森地域局長	高橋 征徳	十文字地域局長	松本 和弘
山内地域局長	加賀谷 秀昭	大雄地域局長	小松田 文夫
代表監査委員	佐々木 豊	会計管理者	佐藤 しげ子

事務局職員出席者

事務局 長	皆川 規和	主 幹	村上 伸夫
総務係 主査	小田嶋 あけみ	議事調査係主査	松井 尊臣
議事調査係主任	藤井 健一		

◎開会及び開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから平成26年第5回横手市議会9月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○木村清貴 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番本間利博議員、14番菅原正志議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○木村清貴 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月19日までの26日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は26日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○木村清貴 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願陳情の処理の経過及び結果の報告書及び法人等の経営状況報告書、教育委員会から教育に関する事務の点検・評価報告書、監査委員から定期監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○木村清貴 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

平成26年9月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、今年は春以降天候に恵まれ、また心配された7月上旬の台風8号や今月上旬の台風11号の影響も、本市においてはほとんど受けることなく、農作物の育成は順調に推移しております。

稲については、莖数が多く出穂も早まっているため平年以上の収穫ができるものと期待しているほか、当市における夏の主力農産物でありますスイカについては、大きさ、糖度も十分とのことで市場での知名度と評価が年々高まっているように感じております。

また、枝豆も好天により実の入りがよく高品質が期待されておりますので、遅出しの品種など10月中旬ごろまで続く出荷に向けて品質の管理や販売流通の拡大に取り組んでまいります。

今後、米や果樹の収穫期に入りますが、実りの秋につなげるとともに、ここ数年連続している豪雪に対し農作物への被害をできるだけ少なくするため、今から万全な予防対策について関係機関との連携を図りながら進めてまいります。

さて、国内の経済状況について、安倍首相は8月上旬の会見で「景気回復の風は日本の隅々まで行き渡っているとは言えない、地方の創生こそがアベノミクスの第2弾の大きな柱であり、スピード感を持って実行していかなければならない」と述べ、秋の臨時国会の最重要テーマと位置づける地方創生に向けて法案を準備していることを明らかにいたしました。その上で、9月には第2次安倍政権発足後初めての内閣改造を実施する意向を固めており、経済成長を地方へ波及させるための司令塔となる地方創生担当大臣を新たに置く考えを示しております。

人口減少の課題については、毎日のように報道で取り上げられておりますが、簡単にはその解決策は見つかりません。横手だからこそその幸福感を味わってもらうためには、横手ならではの独自の基準を持ち、夢あふれる田園都市に住んでいるというありがたさを市民の皆様一人一人がもっと実感していただくことで元気になり、豊かさや幸せ、さらには横手のブランド力へとつながっていくものと考えます。

10月11日には、当市において、那珂市との今後の発展と繁栄を願い「友好都市提携10周年記念式典」を開催いたします。当日は、10年前の友好都市締結の日に生まれた児童が書いた「友好未来メッセージ」の発表や物産販売などで交流を深めるほか、本番を迎える国民文化祭においても、当市ならではの文化や食などの魅力を那珂市長初め訪れる多くの皆様に知っていただき、横手を応援してくれるファンが増え続けていくよう「横手モデル」を全国に発信してまいります。

新たな施策などへの取り組みについて申し上げます。

まずは、仮称でございますが、横手北スマートインターチェンジ設置事業についてでございます。

市内猪岡地区に設置を目指しております（仮称）横手北スマートインターチェンジにつきましては、6月30日に国土交通省やネクスコ東日本などの関係機関に対し事業計画書を提出し、7月25日付で新規採択されております。これを受け、7月31日には国土交通省に対し連結許可申請書を提出し、8月8日付で許可通知をいただいたところです。今後は、ネクスコ東日本との事業実施に関する基本協定をもとに住民説明など事業着手へ向けた準備を進め、平成31年3月の完成に向けて事業を進めてまいります。

なお、事業費につきましては現在も関係機関を含め協議中ではありますが、今年度に行う部分の事業費に不足額が生じる見込みとなるため、今議会に補正予算を計上しております。

続きまして、果樹産地強靱化対策事業についてでございます。

4年連続の雪害からのも早い果樹産地の復興を目指し、6月補正予算において果樹産地強靱化対策事業を新設しましたが、今回はその第2弾として、土づくりによる樹体の強化対策を事業の中に組み入れました。

1つ目は、酸性化が年々進み劣化している土壌の改良を図るため、樹園地に投入する苦土石灰などの資材の購入と散布に対する補助金であります。これにより、良質な果実の生産と雪害に負けない果樹産地の形成を目指してまいります。

また、2つ目として、大雄堆肥センターが製造する有機肥料「ニュー・スーパーコン」の購入費用に対して補助することとし、土づくりにより雪の被害樹の回復や若い木の育成を積極的に進めながら、果樹産地の強靱化を図ります。

なお、今議会にこれら2つの支援に係る補助金の補正予算を計上しております。

続きまして、「横手ファン通信」の発行と「横手の心を贈ろう運動」の展開支援についてでございます。

物産振興として、2つの新たな施策を行うことといたしました。

1つ目は、首都圏各ふるさと会の会員の皆様を対象に、首都圏で開催されるイベント情報と昔ながらのお店情報などを載せた「横手ファン通信」を発行することで、各会員の皆様には、この通信情報をもとに首都圏で開催されるイベントでのご支援をいただくと同時に、横手産品の需要拡大にもご協力いただこうとするものであります。「横手ファン通信」につきましては、その第1号を作成し既に発行しておりますが、会員の皆様からは非常によい評価をいただいております、ぜひとも継続するよう激励の言葉もいただいております。今年度は第2号まで作成する予定であります、来年度からは発行回数を増やし、さらにお力をいただけるよう進めてまいります。

次に、2つ目は、横手市物産団体連絡協議会における「横手の心を贈ろう運動」の展開支援であります。

これは、横手から発送される贈答品などに送り主のメッセージを入れた、ふるさとらしさをデザインしたしおりを同封し、送り主の心を込めたものとしてお届けするものであります。これにより、ふるさとに対する思いを深めていただき、横手の温かさを感じ取っていただきたいと考えております。

この運動を実施することにより、横手産品へのさらなる需要喚起と地域物産振興の活性化を図ってまいります。

続きまして、LED街路灯ESCO事業についてでございます。

市が管理する100ワット以下の街路灯約1万1,400灯をESCO事業の手法によりLED化することといたしました。

ESCO事業とは、事業者が省エネの提案や設計施工、資金調達、灯具の交換などを行い、市に対して省エネの効果を保証するとともに維持管理に係る全ての業務を包括的に実施するものであります。契

約期間は10年間を想定しており、契約期間終了後には灯具が無償で市に譲渡されることとなります。E S C O事業の実施に当たっては、現状の維持管理費の範囲内での事業実施が可能な上、維持管理経費の圧縮も期待できることから、財政的な効果は大きいものと考えております。

なお、今議会にE S C O事業の契約に係る債務負担についての補正予算を計上しております。

続きまして、横手市水道事業及び下水道事業のビジョン策定についてでございます。

水道事業及び下水道事業を取り巻く国内の状況は、急激な人口減少、少子高齢社会の到来や、東日本大震災の発生により大きく変化しております。これを受けて国では、従来のビジョンを見直し、将来を見据えた水道の理想像となる「新水道ビジョン」を策定し、下水道事業では長期的な未来像としての目標を明確にするため、「新下水道ビジョン」を策定しております。当市においては、水道事業が抱える重要な課題に対処するため、新たに「横手市水道事業ビジョン」を策定することとし、国が示している安全な水道、水道サービスの持続、強靱な水道という3つの観点を参酌し、水道事業のマスタープランという位置づけのもとに、今年度より2カ年で策定いたします。

また、下水道事業においては、中期の未整備地区の整備手法の再検討と、既に整備済みの区域の連携や統合を含めた長期の運営管理手法の選定などの具体的な整備計画のもとになる「横手市下水道中長期ビジョン」の素案を今年度中に取りまとめ、来年度には策定、公表することとしております。

続きまして、増田まんが美術館についてでございます。

当市の名誉市民である漫画家の矢口高雄先生から、ご高齢であることや健康問題などの理由により、ご自身の全作品の原画を生まれ故郷である当市に寄贈し、今後の漫画文化の振興と横手のまちづくりなどに活用してほしいとの申し出をいただきました。

市としてはこのご意向を受け入れることとし、今後は矢口先生が中心となり、秋田県出身の漫画家の先生方が設立を目指している財団法人に市も出資し、財団法人とともに貴重な文化的財産の保存と活用を図っていくことが必要と考えております。今後の具体的な保存と活用方法につきましては、議員の皆様や市民の皆様と協議をしまいたいと考えております。

なお、今議会に財団法人設立への出資金などについての補正予算を計上しております。

続きまして、横手市スポーツ競技大会出場補助金の制定についてであります。

当市におけるスポーツの普及と振興、競技力の向上、出場選手の経済的負担の軽減を図ることを目的として横手市スポーツ競技大会出場補助金制度を創設し、7月末から運用を開始しております。具体的には、小・中学生は東北大会以上、高校生や一般社会人は、全国大会以上に出場する市民の方々に対し助成するものであります。

これまでは、小・中学校体育連盟が主催するもの以外においては、東北大会以上に出場するスポーツ少年団加入者のみに限られておりましたが、スポーツ立市の趣旨に鑑み、この制度を拡充、改善したものであります。これにより、横手市の代表選手としての自信や誇りを持っていただき、当市のPRにもご協力いただきながら、地域の競技力の向上はもとより、スポーツに取り組んでいるの方々にとってさら

なる夢と希望が持てるよう支援してまいります。

続きまして、「日本スポーツマスターズ2016秋田大会」の開催についてであります。

昨年11月、「日本スポーツマスターズ2016」を秋田県で開催することが正式に決定し、これを受けて、当市では、市体育協会及び関係競技団体と連携を図りながら、開催地の誘致活動を展開してまいりました。このたび、県より、軟式野球及びバドミントン競技の2種目について当市を開催地とする内定をいただいたところであります。

日本スポーツマスターズは、シニア世代のスポーツ愛好者の中でも競技志向の高い方々を対象としたスポーツの祭典であり、参加者がお互いに競い合いながらスポーツに親しむことで生涯スポーツのより一層の普及と振興を図り、あわせて、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持向上に大きく寄与するものであります。軟式野球、バドミントンの2競技とも全国から約800人の参加者が見込まれ、全国規模の大会を誘致することにより、参加する大会関係者へのおもてなしを通じた地域経済の活性化や、市民の方々との交流機会も生まれるものと考えており、今後、開催に向け、関係団体と連携しながら準備を進めてまいります。

それでは、平成26年度事業などの進捗状況について申し上げます。

まず1点目、次期総合計画についてであります。

現総合計画は、平成18年度から10年間の計画期間となっており、平成27年度で満了となります。これを受けて、平成28年度から10年間の期間とする次期総合計画の策定に着手いたしました。これに先立ち、6月にはまちづくりアンケートを実施し、現総合計画の内容と進みぐあいについて評価をいただいたところであります。

今回のアンケート調査は、無作為に抽出した18歳以上の市民の皆様約3,000人を対象に行い、有効回答数は1,068人、回収率は36%でありました。また、市内の高校に通学する高校生約600人を対象としたアンケート調査も同時に行っており、次期総合計画を策定するための大切なご意見として参考にさせていただきます。

なお、これら調査結果については、市のホームページで速報版を公表しております。

次期総合計画の策定体制については、有識者や市民代表、各団体の代表など19人の委員で構成する総合計画審議会を置き、7月17日には委員に委嘱状を交付し、第1回目の会議を開催したところであります。

また、実際に計画の策定作業を行う総合計画策定委員は、公募による市民の委員18人と市職員32人の合計50人で構成し、7月から2回の策定委員会を開催し、基本構想の策定作業を開始しております。計画の策定には一定の期間を要するため、今後も随時、その進捗状況についてお知らせしてまいります。

続きまして、J R北上線利用促進についてでございます。

7月30日に、J R北上線の維持と利用促進を目的に、沿線の自治体と各種関係団体で構成するJ R北上線利用促進協議会が設立されました。

近年の道路網の整備やモータリゼーションの発達により鉄道の利用者数は年々減少してきており、北上線では、JR東日本が発足した昭和62年当時と比べ約7割減少している状況にあります。

北上線は、東北新幹線の乗り継ぎ路線として横手市と首都圏を結ぶ重要な路線であるとともに、沿線住民の方々の生活路線としても重要な役割を果たしております。沿線の当市を含む北上市、西和賀町、そして観光分野の各団体やJR東日本など関係機関が連携し、一丸となって北上線の存在をアピールし、地域の方々にも協力いただきながら、いろいろな視点で利用促進を図ってまいりたいと考えます。

続きまして、国民文化祭についてであります。

いよいよ、「第29回国民文化祭・あきた2014」の開催が間近となりました。7月には出演団体やゲストなどが確定し、事業チラシやポスターを掲出しており、現在はプログラムの作成を進めております。8月からは、全県一斉に、シンボルカラーであるウェルカムグリーンののぼり旗の設置や、テレビでのCM放送を行うなど、周知宣伝活動にも取り組んでおります。

また、9月から、主要道路や会場周辺に看板などを設置するほか、9月4日には1カ月前イベントを行うなど、開催に向けた機運をますます盛り上げてまいります。

国民文化祭は、10月4日に県の開会式とオープニングフェスティバルで幕をあげ、当市では、10月1日から始まる「国際マンガフェスティバル in アキタ」を皮切りに、計8事業12イベントを開催いたします。このうちの一つとして、「後三年合戦絵詞の世界」を10月4日から11月3日まで秋田県立近代美術館で開催し、国の重要文化財「後三年合戦絵詞」を中心に、この時代の刀剣や戒谷南山の作品、金沢の桂徳寺の黒仏など、地元の後三年合戦ゆかりの文化財を秋田県立近代美術館や日本美術刀剣保存協会、地元の方々からの提供やボランティアの協力をいただき、展示いたします。

なお、これに連携した特別展を、後三年の役金沢資料館や雄物川郷土資料館でも開催することとしております。

また、国民文化祭応援事業として、市内の小学生が演じる、後三年合戦をモチーフにした創作子ども歌舞伎「御存知後三年蛙會戦」を10月14日に雄物川民家苑木戸五郎兵衛村で上演することとなっており、出演する子どもたちは晴れの舞台を目指し、一生懸命稽古に励んでおります。

国民文化祭には県内外から多くの出演者や観客が訪れ、イベントによっては国外からのゲストも訪れます。当市における出演者は約4,000人ですが、観客も含めた人員は延べ約9万6,000人と想定しており、全市を挙げて歓迎し、国民文化祭の成功に向けて万全を期してまいります。

続きまして、普通交付税についてであります。

平成26年度の普通交付税が決定され、臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税額は221億9,158万3,000円で、昨年度の交付決定額と比較して1億5,334万2,000円の減額となっております。このうち、普通交付税については202億6,294万1,000円で、前年度比1億862万6,000円の減額、臨時財政対策債の発行可能額については19億2,864万2,000円で、前年度に比べ4,471万6,000円の減額となっております。

今回の減額は、消費税率のアップに伴う地方消費税交付金の増額や、景気回復に伴う税収増が見込ま

れたことにより地方交付税総額が削減されたことが影響したものであります。

なお、今回の算定額は、旧8市町村がそのまま存続した場合における普通交付税を合算する合併算定替えによるものであります。これを本来の一本算定にした場合と比較しますと、臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税で、約45億2,000万円が加算されております。

この普通交付税の合併算定替え特例は平成27年度までの措置であり、平成28年度から5年間の激変緩和措置期間を経て、平成33年度には加算が終了します。このことを踏まえ、今後も事業の選択と集中、公共施設の適正な再配置の検討、職員の定員適正化計画に基づく人件費の抑制などを継続して推進してまいります。

続きまして、窓口における利便性の向上についてであります。

日中は来庁できないお客様のために、7月から市民課窓口において試行的に、毎週水曜日午後7時まで時間を延長して証明書を交付しておりますが、利用されたお客様からは続けてほしいとの好評を得ていることから、試行期間内における状況を検証しながら、10月の本稼働に向け検討したいと考えております。また、同じく7月から実施している条里南庁舎での一部証明書の交付につきましても、ほぼ毎日利用されている状況であります。今後もサービスのPRを行いながら、市民の皆様の利便性が向上するように努めてまいります。

続きまして、クリーンプラザよこて整備及び運営事業についてであります。

クリーンプラザよこての施設整備につきましては、現在、熱回収施設の2階部分とリサイクル施設の基礎部分の各種工事を行っております。また、工事の進捗に合わせてプラント機器の据えつけ工事も行っており、7月末現在における進捗率は10.1%で、順調に推移しております。搬入路の整備につきましては、現在、市道新藤柳田1号線の舗装工事に着手しており、年内に完成の予定となっております。今後は、焼却炉本体や発電設備など大型機械の搬入が予定されており、地域住民の皆様や付近を通行される皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、引き続き安全対策に万全を期してまいります。

次に、新たなごみ分別区分への移行に向けた取り組みについてであります。これまで各地域の地区会議や横手地域内の町内会を中心に説明会を行っております。

また、試行収集は横手地域と山内地域の一部で実施しており、おおむね順調に推移しております。

さらに、新たなごみ分別収集への移行を促進するため、年度内の試行収集にご協力いただける地域について速やかに実施するため、今議会に補正予算を計上しております。

続きまして、子ども・子育て支援新制度施行への対応状況についてであります。

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向け、今年度は、条例に基づく子ども・子育て会議を6回開催する予定であり、このうち既に開催された2回の会議では、子ども・子育て支援事業計画の年度内の策定に向けた教育・保育等提供区域の設定及びニーズ量の見込みとその確保の方策について検討していただいたところであります。

また、現行の次世代育成支援地域行動計画を包含した形での計画策定を予定していることから、継承

すべき事業についても検討をいただいております。

引き続き計画策定に向けてご審議いただくとともに、今後は、幼稚園や保育所などの利用定員についてもご審議いただくこととなります。

なお、今議会に、新制度施行に向けた学童保育や保育所などの運営基準等に関する3件の条例案を提案しております。

続きまして、若者の雇用対策についてであります。

ハローワーク横手管内における6月末現在の有効求人倍率は0.73倍となり、前年同月に比べ0.15ポイント上回りました。この数値は全県平均より0.06ポイント下回ってはいるものの、平成21年以降上昇し続けております。また、去る6月11日には、横手商工会議所、よこて市商工会、そして市内の主要企業2社に対し、ハローワーク横手や県平鹿地域振興局、横手地区高校長会が合同で新卒者についての積極的な求人確保を要請いたしました。

今後も、新卒者などの正規雇用を行った市内の事業者に対し、育成に係る研修費を助成し、1人でも多くの若者が地元に着定するよう、ハローワーク横手などの関係機関と連携し、取り組んでまいります。

続きまして、農地中間管理事業の推進についてでございます。

農地利用の集積や集約化などを狙いとした秋田県農地中間管理機構が設立され、相談窓口などの業務を横手市農業再生協議会が受託し、各地域局とJA秋田ふるさとで7月1日から申込書の受け付けを開始しております。農地の借り受け希望者の公募は7月1日から31日まで行い、260件、1,207ヘクタールの応募がありました。

また、農地の貸し出し規模については7月1日から通年で受け付けることとしており、8月1日現在で150件、161ヘクタールの申請を受けております。現在、市とJA秋田ふるさとが農地の受け手と出し手の交渉を行っており、交渉がまとまると、11月には県の公告を経て受け手農家へ農地が貸し出されることとなります。

なお、2回目の借り受け希望者の公募を11月1日から予定しており、市としましては、JA秋田ふるさとや農地中間管理機構など関係団体と連携し、貸し出し希望についても制度の周知に努めながら、事業を活用した農地利用の集積や集約化を推進してまいります。

続きまして、農業雪害対策事業についてでございます。

平成25年度の大雪による被害の復旧支援につきましては、農業施設の復旧支援事業に295人、果樹の補植や改植、樹体修復などの樹園地等再生支援事業に266人が申請しております。現在、国や県に対する事業承認の申請手続を行っているところでありますが、この春以降に事業申請された方々への事業承認が大変おこなわれております。これは、このたびの雪害が東日本の広い範囲で発生したため、国が補助事業の対象としている農業施設等の被害や事業費などの把握に時間を要しており、事業承認がおこなわれていることによるものであります。国では、今後、申請件数の多い市町村で現地調査を実施した上で事業承認することとしており、当市は県内の申請件数のほぼ半数を占めていることから、国の調査対象となる

ものと見込んでおります。

市といたしましては、こうした国の現地調査を受けながら、早期に事業が承認され、補助金が交付されるよう県を通じて国に働きかけてまいります。

続きまして、売れる農業の推進についてであります。

首都圏や仙台圏において、スイカを中心とした横手市農産品のPR販売を集中的に行っており、8月2日と3日には百貨店やスーパーなどで、私も、県やJA秋田ふるさと職員、生産者と一緒にPR販売を行ってまいりました。

また、みずからの農産品をより有利な販売に結びつけたいという意欲のある農家を対象に、7月と8月に、インターネットを活用した商取引の方法や商談会への参加に向けたセミナーを、初めて開催しております。参加いただいた農家の皆様には、みずからの農産品の説明や販売交渉、ネットによる発信など、交渉力や販売力のスキルアップに取り組んでいただいております。

11月には農産品や加工品を取り扱う県内外のバイヤーなどを招聘しての商談会を開催し、セミナーを受講された方やたくさんの農家の皆様に参加いただく予定としており、多くの商談が成立するよう、今後も支援対策に努めてまいります。

続きまして、実験農場フィールドデーの開催についてであります。

目まぐるしく変化する農業環境の中で、農家が抱えている諸問題の解決と、実験農場で栽培を実施している園芸作物の試験品目を広く公開することにより、農家の経営安定に向けた取り組みのきっかけになればとの思いから実験農場フィールドデーを8月20日に開催し、多くの農家や市民の方々が訪れました。当日は、市内直売会の会員向けに売れる農産物についての講演会を行ったほか、JA秋田ふるさとや県平鹿地域振興局、市農業委員会などの協力を得ながら、6次化事業の進め方や農地中間管理事業、作物の栽培技術、経営資金など、さまざまな相談を受けたところでもあります。また、農場の農産品による試食コーナーでは、生産者と消費者の交流も活発に行われ、横手の食と農を実感していただく1日となりました。

今後も相談活動を行うとともに、横手の食と農の発信基地としての役割を果たすべく、事業を展開してまいります。

横手ブランド推進事業についてであります。

横手産農産物や加工品の認知度を高め売り上げ拡大を図るため、横手ブランド推進事業に着手しております。

今年度は、ブランド化に当たっての基本戦略を策定することとしており、コンサルティングを委託するため、自治体のブランド化に豊富な実績を有する東京都に本拠を置く業者を、先ごろプロポーザルにより選定したところでもあります。今後、横手市のものや風景、歴史など地域資源の洗い出しや、首都圏など外部の人々が横手市に抱くイメージの調査などを経て、柔軟な発想を持つさまざまな職種の若手や女性を中心にワークショップを立ち上げ、ブランド化の取り組み方針を協議し、基本戦略を定めたいと

考えております。

なお、このブランド化の事業につきましては、計画策定からブランド構築の実践まで5年程度の年限を見込んでおります。

続きまして、小学校統合事業についてであります。

平成27年度の開校に向けて建設中の雄物川小学校につきましては、現在、体育館棟の屋根工事、普通教室棟と管理棟の2階部分のコンクリート打設工事、特別教室棟の1階部分のコンクリート打設工事を行っております。8月上旬における進捗率は約34%で、順調に推移しております。同じく平成27年度開校予定の大雄小学校につきましては、校舎南側の足場が解体され、新たに塗装された外壁が姿をあらわしております。現在は増築教室棟の内装下地工事、既存校舎棟の防水工事や、床、壁などの改修工事を行っており、8月上旬の進捗率は約62%となっております。

なお、平成28年度に開校予定の横手北小学校につきましては、さきの市議会8月臨時会での契約議案の議決を受け、建設工事に着手したところであります。

これら統合小学校の開校に向けた準備状況につきましては、7月までに各統合校の児童の保護者に対する説明を行っております。また、横手地区につきましては、未就学児童の保護者に対する説明会を今月中には終了し、今後も開校に向けて準備を進めてまいります。

それでは、補正予算について申し上げます。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、臨時福祉給付金給付費、ごみ収集費、経営体育成支援事業、果樹産地強靱化対策事業、スマートインターチェンジ設置事業などが主な内容となっております。補正額は4億4,186万円で、補正後の予算総額は563億240万円であります。

主な事業を申し上げますと、住民情報系運用管理1,614万5,000円、臨時福祉給付金給付費4,800万円、ごみ収集費1,744万円、クリーンプラザよこて整備事業594万5,000円、経営体育成支援事業9,429万2,000円、果樹産地強靱化対策事業939万円、スマートインターチェンジ設置事業1,660万1,000円、公債償還元金8,965万6,000円、減債基金積立金3,814万4,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件3件、諮問案件4件、専決処分報告案件5件、継続費精算報告書の報告案件2件、条例の制定など条例関係6件、財産の取得案件1件、繰入額の変更議案1件、平成26年度一般会計補正予算案など補正議案6件、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定など決算認定25件の、合計53件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午前10時55分といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第5、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦したいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市根岸町にお住まいの堀内新一氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第6、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦いたしたいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市雄物川町にお住まいの佐々木栄一氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第7、諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦いたしたいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市大森町にお住まいの朝川順子氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第8、諮問第9号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第9号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を

法務大臣に推薦したいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市大森町にお住まいの菊地均氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第9号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第38号～報告第42号の上程、質疑

○木村清貴 議長 日程第9、報告第38号専決処分の報告についてより、日程第13、報告第42号専決処分の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第38号より報告第42号までの5件の報告を終わります。

◎報告第43号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第14、報告第43号平成25年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について報告を求めます。

財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました報告第43号平成25年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告についてご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

本件は、廃棄物処理統合施設整備事業並びに学校給食センター統合事業の2事業について継続費を設定しておりましたが、事業が完了したことによりまして、地方自治法施行令の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

次の12ページをお開きください。

最初に、上段の4款2項廃棄物処理統合施設整備事業についてであります。これはクリーンプラザよこて整備事業に係る一部に継続費を設定したものであります。内容は、施設の基本設計並びに事業者選定の支援業務など業務委託事業を実施したものであります。

表の中段の合計欄をごらんいただきたいと思っております。

本継続事業では、平成23年から25年の3カ年で、計画額4,935万円に対し、事業実績が4,357万3,950円であります。実績額の財源内訳は、国庫支出金が350万8,000円、一般財源が4,006万5,950円であります。

続きまして、下段の10款5項の学校給食センター統合事業であります。横手、増田、十文字及び山内の4給食センターの統合施設建設を実施したものであります。

表の一番下段の合計欄をごらんいただきたいと思っております。

本事業では、平成24年から25年の2カ年で、計画額12億8,000万円に対しまして事業実績が12億4,616万1,000円となっております。財源内訳は、国庫支出金が6億6,347万円、地方債は5億5,340万円、一般財源が2,929万1,000円あります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第43号の報告を終わります。

◎報告第44号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第15、報告第44号平成25年度横手市水道事業会計継続費精算報告書の報告について報告を求めます。

上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第44号平成25年度横手市水道事業会計継続費精算報告書の報告についてご説明申し上げたいと思っております。

議案書の13ページをごらんいただきたいと思っております。

本報告は、平成23年度から平成25年度までの継続費を設定して事業を行ってまいりました大沢第二浄水場の整備事業につきまして、事業が完了したことから、地方公営企業法施行令の第18条の2第2項の規定に基づきまして本議会に報告するものでございます。

概要につきましては、14ページをごらんいただきたいと思います。

大沢第二浄水場整備事業は、上内町の浄水場を廃止いたしまして新たに大沢第二浄水場として整備するため、本体工事にかかわる継続費を設定しておりましたけれども、本年1月に工事が完了し、4月1日に配水を開始したところでございます。継続費の精算につきましては、全体の計画額39億9,063万5,000円に対しまして、実績額は39億9,063万4,200円となっております。この財源といたしましては、国庫支出金が4億8,570万4,550円、一般会計からの出資金が4億7,940万円、企業債が28億3,070万円、損益勘定留保資金が1億9,482万9,650円となりました。

事業の完了によりまして、安全・安心な水を供給することができるようになりましたので、引き続き市民の方々に信頼される水道事業を目指して、安全・安心、そして安定的な水を供給できるよう努めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第44号の報告を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第16、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、横手市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

ご住所は横手市赤坂にお住まいの高山安雄氏でございます。

提案理由といたしまして、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めます。

よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第2号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第17、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について、横手市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任いたしたいので、議会の同意を求めらるものでございます。

ご住所は横手市平鹿町にお住まいの柿崎光夫氏でございます。

提案理由といたしまして、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めらるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第3号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第18、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、横手市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

ご住所は横手市大森町にお住まいの大沼敏雄氏でございます。

提案理由といたしまして、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第4号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定いたしました。

◎認定第1号～認定第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第19、認定第1号平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第43、認定第25号平成25年度横手市下水道事業会計決算の認定についてまでの25件を一括議題といたします。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 認定第1号平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第22号平成25年度横手市総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22件につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定をお願いいたしたく、ご説明申し上げます。

お配りしております平成25年度横手市歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

私からは、決算書の7ページからの総括表に沿って、平成25年度決算の全体的な概要を説明申し上げます。

まずもって、平成25年10月の市長就任以来、市議会の皆様のご指導、ご鞭撻や、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、私は5つの政策を掲げ、全身全霊をもって当市の発展と行政サービスの充実に取り組んでまいりました。当市の課題はなお山積しておりますが、今後とも課題の克服に向け鋭意努めてまいりますので、ご指導並びにご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成25年度は、国においては第2次安倍内閣による大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を柱とするいわゆるアベノミクスが推し進められました。消費税率引き上げに係る駆け込み需要のほか、東日本大震災の復興需要などを含めて、日本経済においては景気の浮揚感、デフレからの脱却の兆候があらわれ始めたという景況にあります。こうした国の動きの中、当地域では残念ながらアベノミクスの経済波及効果がなかなか浸透していない状況でありました。特に今冬は、大雪対策本部を設置するなど4年続きの豪雪に見舞われ、市民生活は大きな影響を受けたところであります。

こうした社会経済状況の中で実施しました当市の平成25年度事業であります。雇用対策としての安定雇用人材育成促進事業及び緊急雇用事業、地域経済対策としての農業経営安定化対策事業、戸別所得補償経営安定推進事業及び農業経営等復旧・再開支援対策事業、安全・安心対策としての老朽危険空き家対策事業並びに雪国よこて安全安心住宅普及促進事業、地域価値の創造事業としての伝建活用事業、街なみ環境整備事業、秋田デスティネーションキャンペーン事業、国民文化祭啓発事業などを行ってまいりました。

ハード事業においては、山内地域多目的総合施設整備事業、クリーンプラザよこて整備事業、消防救急無線デジタル化事業、小学校統合事業、学校給食センター統合事業などを実施したところであります。また、県との機能合体による建設部の平鹿振興局庁舎移転並びに横手地域局庁舎の本庁化を行ったとこ

ろであります。

このほか、国民健康保険特別会計では、国保加入者の方々の負担軽減と事業の健全な運営を果たすため、国保事業財政健全化計画に基づき、平成22年度から4年連続で一般会計からの法定外繰り入れを行ったところでもあります。

今議会で認定をお願いしております平成25年度一般会計決算の内容について申し上げますと、一般会計歳入歳出決算の収入済額は537億2,393万723円でございます。一方、支出済額は522億6,292万7,122円で、差し引きいたしますと14億6,100万3,601円の黒字決算となりました。この額から繰越明許費等によって翌年度へ繰り越すべき一般財源8,472万2,000円を差し引いた実質収支は、13億7,628万1,601円の黒字決算となります。

特別会計におきましては、決算書93ページの国民健康保険特別会計から最後に掲載している館合財産区特別会計までの21特別会計について、いずれも黒字決算となっております。

これらの全22会計を合わせますと、歳入の収入済額が812億4,940万5,911円、歳出の支出済額が786億4,066万2,349円で、差し引き26億874万3,562円の黒字決算となっております。

次に、主要な財政指標から当市の財政状況について申し上げます。

この財政指標は、一般会計と障害者支援施設特別会計並びに土地区画整理事業特別会計の2特別会計から成る普通会計の決算に基づいて算出したものでございます。

財政構造の弾力性を示す指標として使われます経常収支比率は87%となっておりまして、前年度の比率86.4%と比較して0.6ポイント高まっております。これは、燃料費や光熱水費の高騰などの影響によるものです。また、実質公債費比率は11.1%となり、前年度の12.8%よりも1.7%改善しております。これは、普通交付税所要額がおおむね確保されたこと、合併特例事業債、過疎対策事業債などの有利な起債の活用による普通交付税算定に係る歳入額が大きかったことなどによるものでございます。

しかしながら、普通会計における市債残高は平成22年度以降増加傾向にあり、今後も小学校統合事業、クリーンプラザよこて整備事業などなどの起債を活用したハード事業が控えていることから、着実に財政改革を進め、将来的に持続可能な財政運営を図らなければならないものと考えております。ちなみに、市債の現在高でございますが、平成25年度末の普通会計ベースで630億6,872万6,000円、普通会計を除く特別会計の合計では55億9,720万5,000円で、企業会計を除く全会計では686億6,593万1,000円となっております。

なお、企業会計に関しましては、この後、提案説明が行われますので詳細については省きますが、企業会計の平成25年度末市債現在高は394億4,274万9,000円となっており、企業会計を含む全会計では1,081億868万円でございます。

次に、平成25年度末の普通会計の基金残高につきましては、財政調整基金が80億2,442万3,000円、減債基金が25億2,557万3,000円、積立型その他特定目的基金が48億4,264万7,000円となっております。

今後の安定した財政運営に向けた対応であります。人口の減少や普通交付税の合併算定替え特例の

終了を見据え、決算における一般財源の余剰分は、財政調整基金並びに減債基金へ極力積み立てして歳入減少時の充当財源に資するとともに、公共施設の適正な配置、維持管理コストの縮減、人件費の抑制、事務事業の選択と集中などを進めてまいりたいと考えております。

当地域の今後の発展と必要な市民サービスの充実のため、限りある財源及びマンパワーなどの経営資源の効率的、効果的な活用に努めてまいりますので、議員の皆様、市民の皆様のご理解並びにご協力を切にお願いするものでございます。

なお、平成25年度の一般会計並びに特別会計の決算につきましては、監査委員の審査をいただいております。決算審査に当たられました委員のご苦勞に対しまして、心から感謝申し上げます。

ご指摘のありましたとおり、不用額の縮減のための適切な予算の積算、収入未済額の解消並びに不納欠損処分に係る十分な調査と慎重かつ厳正な取り扱いを図るとともに、適切さを欠く事務処理をなくすため、事務処理決裁の各段階で確認等の徹底に努め、適正な事務執行を図ってまいります。お手元に審査意見書が提出されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、決算関係資料と主要な施策の成果を説明する書類もあわせて提出しておりますので、ご審議の参考にさせていただきたいと存じます。

以上、説明を申し上げますが、詳細につきましては会計管理者から説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 会計管理者。

○佐藤しげ子 会計管理者 それでは、一般会計から館合財産区特別会計までの22会計の平成25年度決算につきまして、お手元の歳入歳出決算書に従いましてご説明申し上げます。

最初に、一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の12ページをお開き願います。

なお、説明の際、決算書には記載しておりませんが、歳入では収入済額の調定額に対する収入率を、また歳出では支出済額の予算現額に対する執行率をあわせて申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

1 款市税の収入済額は85億3,121万8,982円で、収入率は92.1%でございます。不納欠損額は1億212万4,388円、収入未済額は6億2,617万6,891円でございます。

2 款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは調定額と収入済額が同額で、収入率はいずれも100%となっております。それぞれの額の説明は省略をさせていただきます。

次に、12款分担金及び負担金の収入済額は4億8,157万8,480円、収入率は80.6%で、不納欠損額は21万円、収入未済額は1億1,546万1,052円でございます。

13款使用料及び手数料の収入済額は6億4,565万2,093円、収入率は98.2%、不納欠損額は211万3,691

円、収入未済額は989万8,131円でございます。

14款国庫支出金の収入済額は58億3,999万5,771円、収入率は95.8%となっております。収入未済額は2億5,569万5,000円でございますが、これは継続費逐次繰越及び繰越明許費に係る未収入特定財源でございます。

15款県支出金の収入済額は41億5,970万3,604円で、収入率は98.1%となっております。また、収入未済額は7,855万1,000円でございますが、繰越明許費に係る未収入特定財源でございます。

16款財産収入の収入済額は1億4,162万5,377円、収入率は99.9%、収入未済額は11万529円でございます。

17款寄附金の収入済額は3,974万9,815円で、調定額と収入済額が同額で、収入率は100%となっております。

18款繰入金の収入済額は7,797万7,593円で、前年度と比較しますと4億2,000万円ほどの減となっております。

次のページをお開き願います。

19款繰越金の収入済額は18億9,126万9,904円で、前年度と比較しますと2億2,000万円ほどの減となっております。

20款諸収入の収入済額は21億9,399万5,218円で収入率は96%、収入未済額は9,104万2,127円でございます。

21款市債の収入済額は55億1,835万8,000円で、前年度と比較しますと18億円ほどの減となっております。

以上、歳入合計の収入済額は537億2,393万723円で、収入率は97.7%でございます。不納欠損額は1億444万8,079円、収入未済額は11億7,693万4,730円となっております。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

1款議会費の支出済額は3億1,645万7,988円で、執行率は98.9%となっております。

2款総務費の支出済額は53億5,146万3,901円で、執行率は97.2%となっております。

3款民生費の支出済額は136億263万9,378円、執行率は95.9%で、翌年度繰越額は1億6,400万円でございます。繰越事業は地域総合整備貸付金事業でございます。

4款衛生費の支出済額は53億9,668万1,015円、執行率は97.5%で、翌年度繰越額は800万円でございます。繰越事業はクリーンプラザよこて整備事業でございます。

5款労働費の支出済額は5億1,053万8,137円、執行率は96.4%となっております。

6款農林水産業費の支出済額は31億8,563万5,098円、執行率は90.8%で、翌年度繰越額は1億9,805万4,000円でございます。繰越事業の主なものは、農業経営等復旧・再開支援対策事業でございます。

7款商工費の支出済額は21億1,888万2,354円、執行率は97%となっております。

次のページをお開き願います。

8款土木費の支出済額は58億6,132万9,766円、執行率は90.9%で、翌年度繰越額は5億2,987万7,000円でございます。繰越事業の主なものは地方道路交付金事業及びくらしのみちづくり事業などでございます。

9款消防費の支出済額は18億2,312万2,292円、執行率は92.1%で、翌年度繰越額は1億3,430万円でございます。繰越事業は消防救急無線デジタル化事業でございます。

10款教育費の支出済額は52億4,220万9,430円、執行率は87.9%で、翌年度繰越額は6億3,404万4,000円でございます。繰越事業の主なものは雄物川地区及び大雄地区小学校統合事業でございます。

11款災害復旧費の支出済額は3億2,627万5,218円、執行率は90.8%となっております。

12款公債費の支出済額は65億9,031万6,676円、執行率は99.9%となっております。

13款諸支出金の支出済額は19億3,737万5,869円、執行率は99.9%となっております。

14款予備費につきましては、3,074万1,000円が各項目へ充当されております。

歳出合計の支出済額は522億6,292万7,122円で、執行率は94.9%となっており、翌年度繰越額は16億6,827万5,000円、不用額は11億3,575万9,828円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、17ページから91ページまでの事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、92ページをお開き願います。

実質収支に関する調書をご説明させていただきます。

3の歳入歳出差引額は14億6,100万4,000円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源の計は8,472万2,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した5の実質収支額は13億7,628万2,000円でございます。これは前年度と比べますと、1億8,500万円ほどの減となっております。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。

93ページをお開き願います。

特別会計につきましては、歳入歳出の合計欄についてご説明させていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

次のページの歳入合計をごらん願います。

収入済額は124億2,168万9,838円で、収入率は95.5%、不納欠損額は9,334万8,188円で、収入未済額は4億9,066万6,049円となっております。

次に、歳出合計ですが、96ページになります。

支出済額は117億5,199万2,032円で、執行率は94.8%、不用額は6億4,908万5,968円となっております。歳入歳出差引残額は6億6,969万7,806円で、実質収支額と同額となっております。

次に、107ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は9億4,202万9,465円で収入率は99.6%、不納欠損額26万6,700円、収入未済額

は309万1,000円となっております。

次のページになります。

歳出合計の支出済額は9億3,986万6,463円で、執行率は99.4%、不用額は561万537円となっております。歳入歳出差引残額は216万3,002円で、実質収支額も同額となっております。

次に、113ページをお開き願います。

介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

次のページ、歳入合計の収入済額は108億1,411万784円で、収入率は99.8%となっております。不納欠損額は364万6,300円で、収入未済額は2,211万4,335円となっております。歳出合計の支出済額は105億8,777万3,359円で、執行率は97.9%、不用額は2億2,671万1,641円となっております。歳入歳出差引残額は2億2,633万7,425円で、実質収支額も同額となっております。

次に、126ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は5,436万6,833円で、収入率は100%となっております。歳出合計の支出済額は2,540万437円で、執行率は92.3%、不用額は212万5,563円でございます。歳入歳出差引残額は2,896万6,396円で、実質収支額も同額となっております。

次に、132ページをお開き願います。

特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は7億4,899万1,243円で、収入率は99.7%、収入未済額は245万1,051円となっております。歳出合計の支出済額は7億3,448万9,510円で、執行率は98.6%、不用額は2,611万5,490円でございます。歳入歳出差引残額は1,450万1,733円で、実質収支額も同額となっております。

次に、139ページをお開き願います。

介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は5億884万7,953円で、収入率は99.8%、収入未済額は114万9,031円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は5億328万6,218円で、執行率は97.5%、不用額は1,278万7,782円でございます。歳入歳出差引残額は556万1,735円で、実質収支額も同額となっております。

次に、145ページをお開き願います。

指定通所介護事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は8,253万8,456円で、収入率は100%となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は7,582万4,061円で、執行率は95.9%、不用額は325万5,939円でございます。歳入歳出差引残額は671万4,395円で、実質収支額も同額となっております。

次に、152ページをお開き願います。

障害者支援施設特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は3億141万4,380円で、収入率は99.9%、収入未済額は3万6,500円となっております。歳出合計の支出済額は2億8,215万5,077円で、執行率は96.5%、不用額は1,031万6,923円でございます。歳入歳出差引残額は1,925万9,303円で、実質収支額も同額となっております。

次に、157ページをお開き願います。

市営温泉施設特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は6億8,879万7,332円で、収入率は99.9%、収入未済額は1,510円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は6億5,298万8,769円で、執行率は94.1%、不用額は4,059万5,231円でございます。歳入歳出差引残額は3,580万8,563円で、実質収支額も同額となっております。

次に、166ページをお開き願います。

土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は2億7,706万8,211円で、収入率は99.9%、収入未済額は14万4,061円となっております。歳出合計の支出済額は1億9,394万8,581円で、執行率は49.6%、翌年度繰越額は1億8,579万2,000円で、不用額は1,095万5,419円でございます。繰越事業は三枚橋地区土地区画整理事業に係る事業費でございます。歳入歳出差引残額は8,311万9,630円で、翌年度への繰越財源1,151万2,000円を差し引いた実質収支額は7,160万7,630円でございます。

次に、171ページをお開き願います。

集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は5億8,767万5,383円で、収入率は99.4%、不納欠損額は21万2,853円で、収入未済額は347万3,040円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は5億7,181万5,559円で、執行率は97.8%、不用額は1,289万4,411円でございます。歳入歳出差引残額は1,586万4,824円で、実質収支額も同額となっております。

次に、180ページをお開き願います。

浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計の収入済額は8,155万4,528円で、収入率は99.4%、収入未済額は50万9,350円となっております。歳出合計の支出済額は4,836万5,010円で、執行率は96.7%、不用額は167万3,990円でございます。歳入歳出差引残額は3,318万9,518円で、実質収支額も同額となっております。

続きまして、194ページからは、財産区特別会計9つの会計の決算でございますが、大変恐縮ですが一括での説明とさせていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

恐れ入りますが、前に戻りまして8ページをお開き願います。

下から3段目にございます横手町四町財産区特別会計から、次の横手地域財産管理特別会計、前郷地区特別会計、金沢中野財産区特別会計、西成瀬財産区特別会計、醍醐財産区特別会計、里見財産区特別会計、福地財産区特別会計、館合財産区特別会計までの9つの会計の歳入でございますが、収入済額は総額1,639万782円で、収入率はいずれの会計も100%でございます。一方、歳出でございますが、支出済額は総額983万5,151円で、平均の執行率は62.5%、不用額は588万9,849円となっております。

歳入歳出差引残額は合わせまして655万5,631円で、実質収支額も同額となっております。

以上簡単ではございますが、各会計の決算説明を終わります。

なお、会計ごとの歳入歳出の詳細につきましては、それぞれの事項別明細書をごらんいただきたいと思ひます。また、財産に関する調書及び基金運営状況報告書は186ページから192ページに、財産区特別会計については、それぞれの会計の末尾に財産に関する調書を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、平成25年度の一般会計並びに21の特別会計の決算説明を終わります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時15分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○木村清貴 議長 決算認定の説明の途中ですので、継続いたします。

横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました認定第23号平成25年度横手市病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして本議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、横手市病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の決算額の合計が74億3,574万9,510円に対しまして、支出の決算額の合計は76億1,823万9,677円で、収入から支出を差し引きいたしますと1億8,249万167円の損失となります。この額から消費税相当分を控除した額1億9,349万5,667円が、平成25年度の純損失でございます。

それでは、内訳についてご説明いたします。

収入の状況でございますが、第1款市立横手病院事業収益では、予算額53億2,567万円に対しまして決算額50億2,748万7,460円で、収入率は94.4%でございます。第1項医業収益では、決算額47億589万7,856円で、収入率は94.0%、第2項医業外収益では、決算額3億2,135万6,768円で、収入率は100.2%、第3項特別利益は、決算額23万2,836円でございます。

また、第2款市立大森病院事業収益では、予算額24億9,476万9,000円に対しまして決算額24億826万2,050円で、収入率は96.5%でございます。第1項医業収益では、決算額21億5,573万6,010円で収入率は96.0%、第2項医業外収益では、決算額2億5,252万6,040円で収入率は101.2%でございます。

次に、支出の状況でございますが、第1款市立横手病院事業費用では、予算額53億2,567万円に対しまして決算額50億9,798万9,489円で、執行率は95.7%でございます。第1項医業費用では、決算額50億3,686万2,228円で執行率は95.8%、第2項医業外費用では、決算額6,098万4,196円で執行率は97.1%でございます。また、第3項特別損失では、決算額14万3,065円で執行率は14.3%となっております。

なお、収益費用の詳細につきましては、決算書の22ページ以降に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。収入から支出を差し引きいたしますと7,050万2,029円の損失であります。消費税相当分を控除した7,794万1,729円が平成25年度の純損失でございます。

第2款市立大森病院事業費用では、予算額26億1,740万1,000円に対しまして決算額25億2,025万188円で執行率は96.3%でございます。第1項医業費用では、決算額24億5,616万5,571円で執行率は96.2%、第2項医業外費用では、決算額6,339万6,368円で執行率は99.9%でございます。第3項特別損失では、決算額2,500円となっております。第4項国保直診施設事業費では、68万5,749円の決算額となっております。第5項予備費でございますが、源泉所得税の延滞税支払いのために3,000円の第3項特別損失に充用しております。

なお、収益費用の詳細につきましては、横手病院同様、決算書の22ページ以降に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。収入から支出を差し引きいたしますと、1億1,198万8,138円の損失でございます。消費税相当分を控除した1億1,555万3,938円が平成25年度の純損失でございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げますので、3ページ、4ページをお開きください。

収入の決算額の合計が5億2,671万9,000円に対しまして、支出の決算額の合計は9億7,796万7,443円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,124万8,443円は過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

収入の内訳でございます。第1款市立横手病院資本的収入では、予算額2億2,784万5,000円に対しまして決算額も同額でございます。第1項他会計出資金では9,996万3,000円、第2項企業債では1億2,510万円、第3項国県補助金では278万2,000円の決算額でございます。

第2款市立大森病院資本的収入では、予算額2億9,887万4,000円に対しまして決算額も同額でございます。第1項他会計出資金では1億3,257万4,000円、第2項企業債では1億6,630万円の決算額ござい

います。

次に、支出について申し上げます。

第1款市立横手病院資本的支出では、予算額5億5,005万7,000円に対しまして決算額は5億3,958万9,904円でございます。第1項建設改良費では、決算額1億5,730万2,889円、第2項企業債償還金は、決算額3億8,228万7,015円でございます。

第2款市立大森病院資本的支出では、予算額4億6,439万1,000円に対しまして決算額は4億3,837万7,539円でございます。第1項建設改良費では、決算額1億7,292万562円、第2項企業債償還金は、決算額2億6,545万6,977円でございます。建設改良費の内訳につきましては、決算書の12ページから16ページに記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、病院事業の概要を報告いたしますので、9ページをお開きください。

市立横手病院の場合でございますが、診療科目は内科など15科を標榜しております。長い間休診しておりました耳鼻咽喉科につきましては医師の確保が難しいことから、標榜診療科目から外すことといたしました。病床数は、一般病床225床、感染症病床4床の229床で運営いたしました。

患者さんの利用状況は、入院が一般病床で延べ6万4,834人、病床利用率は78.9%で、前年度と比較して431人の減、外来は16万1,189人で、前年度と比較して1,386人の減となっております。料金収入では、一人1日当たり、入院では4万5,264円、外来では9,344円で、前年度と比較して入院で1,613円の増、外来で139円の増となっております。

建設改良では、総額1億5,730万2,889円で整備を行ったところです。医療機器といたしまして、X線骨密度測定装置、内視鏡手術システム、画像システムのハードウェア更新などの整備を行いました。

収支につきましては7,794万1,729円の純損失となりました。この要因は、1人当たりの収入が増えたことから入院収益、外来収益ともに増えましたが、その一方で、常勤医師の不在を補うための非常勤医師の増による報酬の増加、手術の増に伴う診療材料費の増加、施設維持に係る修繕費の増加、電気料金や重油の単価上昇による光熱水費と燃料費の増加などによる費用の増加が、収益以上に大きかったことによるものでございます。

次に、市立大森病院につきまして申し上げます。診療科目は新たに耳鼻咽喉科など4科を標榜し、13科となっております。病床数は一般病床100床、療養病床50床の150床で運営いたしました。

患者さんの利用状況は、入院が延べ人数で5万4,933人、病床利用率は100.3%で、前年度と比較して283人の増、外来は7万2,935人で、前年度と比較して368人の増となっております。料金収入では、一人1日当たり、入院では2万8,546円、外来では6,461円で、前年度と比較して入院で913円の増、外来で224円の増となっております。建設改良では、総額1億7,292万562円で整備を行ったところでございます。女性医師、看護師等の人材確保と職員の就労環境改善のため、昨年4月開所いたしました院内保育所森のこハウスは、年度末現在で9名が入所しております。また、医療機器整備として、特殊入浴装置、X線骨密度測定装置等の更新、耳鼻咽喉科の医療機器一式を新たに導入するなどの患者サービス向

上を図っております。施設整備といたしましては、単身用医師住宅の建設や自家発電装置強化事業等を実施しております。

収支につきましては1億1,555万3,938円の純損失となりました。赤字の要因といたしまして、医業収益がプラス3.7%増と伸びておりますが、それ以上に医業費用が増加したことによります。内容といたしまして、勤務医、看護師等の負担軽減を図るための職員確保や、患者さんの利便性向上のため新たな診療科目の増設などによる応援医師の増、感染症対策のためのディスボ化等の推進のための診療材料費の増加、さらにCT、MRI装置、医療情報システム更新事業等の高度医療機器更新による保守点検経費、減価償却費等の大幅な増加により、2カ年連続の経常収支の赤字決算となりました。

以上、平成25年度の概要を申し上げます。

本年度も昨年度に引き続き、両病院ともに赤字決算という厳しいものになりました。病院事業を取り巻く環境は年々厳しさを増してきておりますが、両病院が互いに連携して協力しながら、地域の人々が安心して暮らすことができるよう地域医療を確保し、必要とされる医療を提供するため、より一層の努力をまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました認定第24号平成25年度横手市水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。決算書が別冊になっておりますので、そちらのほうをご確認いただきたいと思っております。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして本議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、横手市水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入の決算額の合計18億2,134万4,092円に対しまして、支出の決算額の合計は18億6,427万5,549円で、収入から支出を差し引きますとマイナス4,293万1,457円でございますけれども、この額から消費税関係分を控除いたしますと、マイナス1億2,319万7,443円の純損失となっております。

それでは、内訳についてご説明申し上げます。

収入の状況であります。第1款水道事業収益では、予算額17億7,815万7,000円に対しまして決算額18億2,134万4,092円で、収入率は102.4%でございます。第1項の営業収益は、給水収益などが主な内容でございます。第2項の営業外収益は、他会計の補助金などが中心でございます。

次に、支出の状況であります。第1款水道事業費用では、予算額19億6,660万5,000円に対しまして決算額18億6,427万5,549円で、執行率は94.8%でございます。内訳といたしまして、第1項営業費用は、原水及び浄水費などが主な項目となっております。第2項は営業外費用で、企業債利息など、また、第3項特別損失は、上内町の浄水場の除却費などがございます。なお、第4項予備費の執行はございま

せんでした。

詳細につきましては、決算書の24ページ、25ページに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきますと思います。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。

収入の決算額の合計でございますけれども、16億3,950万7,550円に対しまして支出の決算額の合計が26億3,340万5,899円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億9,399万8,349円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金8億8,292万6,369円、引継金3,137万1,341円及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,970万639円で補填をしたところでございます。

収入の状況でございますけれども、第1款資本的収入では、決算額は16億3,950万7,550円で、収入率は98.5%でございます。

次に、支出の状況でありますけれども、第1款資本的支出では、予算額27億8,117万7,000円に対しまして決算額26億3,340万5,899円で、執行率は94.7%でございます。地方公営企業法第26条の規定による繰越額は7,802万9,000円で、増田高区の配水池敷地造成工事ほか1件について建設改良費を繰り越ししております。

次に、水道事業の概要を報告させていただきますので、10ページをお開き願います。

平成25年度の給水件数は、前年度比較45件減の3万354件、給水人口は前年度比較891人減の7万8,598人となっております。普及率では0.2%増の81.31%となっております。また、年間配水量は、前年度比較15万5,302立方メートル減の1,038万8,522立方メートル、有収水量は、前年度比較13万1,236立方メートル減の797万511立方メートルであります。有収率につきましては、前年度比較0.12%減の76.72%となっております。有収水量の減が影響いたしまして、有収率そのものは今回低下したものでありますけれども、不明水の量は約2万4,000立方メートル減少しております。毎年調査地域を選定しながら継続的に漏水調査を実施してきておりますけれども、その対応をしてきた効果が、わずかずつではございますけれども、出ているものと思われれます。今後も引き続き漏水調査を行うとともに、老朽管の更新を計画的に行ってまいりながら、有収率の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、建設事業の状況でございます。市内各地の安定給水を図るために老朽設備の更新、配水管の新設及び布設替え工事8,710.6メートルを実施し、その事業費として19億4,145万6,357円を投資しております。水道未普及地区の解消は、増田地域の羽場、在城、上掬地区、雄物川地域の南形地区で新たに配水管布設工事を実施いたしました。また、増田十文字地域へ配水するため、増田高区配水池の用地造成に着手してございます。災害時の給水拠点となる施設への管路耐震化工事は、横手、雄物川、十文字地域で実施しております。平成23年度から整備を進めてまいりました大沢第二浄水場整備事業は、事業が完了いたしましたので、本年の4月1日から配水を開始しております。今後もこれまで以上に、安

全・安心、そして安定的な水道水の供給には努めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、経営の状況でございますけれども、当年度純損失が1億2,319万7,443円となりました。当年度の経常損益は約1億4,000万円の経常利益であります。大沢第二浄水場の稼働に伴いまして上内町浄水場を廃止いたしましたことから、この分の資産を除却した約2億5,800万円を特別損失に計上したことから大きく影響したものでございます。給水原価は前年度比較1円91銭増の197円84銭と高くなりましたが、経常費用は下がったものの有収水量の減がそれ以上に影響し、上昇したものでございます。建設工事に伴う企業債は11億9,080万円を借入れ、資金の融通を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、認定第25号平成25年度横手市下水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。こちらも別冊の決算書つづりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして本議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、横手市下水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

収入の決算額の合計16億8,167万2,600円に対しまして、支出の決算額の合計は16億3,899万5,284円で、収入から支出を差し引きますと4,267万7,316円ですが、この額から消費税関係分を控除すると3,318万9,407円の純利益となっております。

それでは、内訳についてご説明申し上げます。

収入の状況であります。第1款下水道事業収益では、予算額16億6,224万5,000円に対しまして決算額16億8,167万2,600円で、収入率は101.2%でございます。第1項の営業収益は下水道使用料などが主な内容となっております。第2項営業外収益は他会計補助金などがございます。

次に、支出の状況であります。第1款下水道事業費用では、予算額16億9,298万円に対しまして決算額16億3,899万5,284円で、執行率は96.8%でございます。内訳といたしまして、第1項営業費用は、流域下水道の維持管理費や減価償却費など、また第2項の営業外費用は、企業債利息、それから第3項の特別損失は、過年度損益修正損で下水道使用料及び受益者負担金の不納欠損などとなっております。なお、第4項の予備費の執行はございませんでした。

詳細につきましては、決算書の22ページ、23ページに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資本金的収入及び支出についてご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。

収入の決算額の合計が11億7,475万5,576円に対しまして支出の決算額の合計が17億3,335万8,801円で、資本金的収入額が資本金的支出額に不足する額5億5,860万3,225円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億9,103万5,971円、当年度分の損益勘定留保資金3億5,818万2,708円及び当年度分の消費税及び

地方消費税資本的収支調整額938万4,546円で補填をしたところでございます。

収入の状況であります。第1款資本的収入では、予算額13億4,339万2,000円に対しまして決算額は11億7,475万5,576円で、収入率は87.4%でございます。

次に、支出の状況であります。第1款資本的支出では、予算額19億2,150万3,000円に対しまして決算額17億3,335万8,801円で、執行率は90.2%でございます。地方公営企業法第26条の規定によります繰越額は1億7,920万円であり、こちらは国の平成25年度の補正予算（第1号）でございますけれども、これに伴います社会資本整備総合交付金事業ほか1件を繰り越したところでございます。

次に、下水道事業の概要を報告させていただきますので、10ページをお開き願います。

下水道生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道、集落排水、浄化槽事業の3つの手法で整備を進めてございます。平成24年4月1日には、公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用いたします企業会計方式へ移行いたし、経営の状況や財政状態を明確にし、さらなる効率化、健全化に努めておるところでございます。事業の概要でございますが、公共下水道事業の水洗化人口は、前年度比490人増の3万642人で、水洗化率が前年度比1.36%増の66.74%となっております。年間総処理水量は、前年度比19万4,500立方メートル増の418万7,801立方メートルの一方で、有収率が前年度比4.8%減の91.75%となっております。主な原因でございますけれども、雨が多かった7月、それから融雪時期の3月の不明水が非常に多かったことから、それらが下水道に流入したものと考えておるところでございますが、これらの流入を抑えるために、今後とも管路や排水設備の点検を継続的に行うとともに、地区単位での流入量調査を実施することにより、有収率の改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、建設改良事業では、横手、平鹿、雄物川、十文字の未普及地域へ管渠布設工事を2603.08メートル実施しております。経営状況では、公営企業法の適用が2年目となるわけでございますけれども、初年度が43万8,860円の純損失であったものの、平成25年度は3,318万9,407円の純利益となりました。当初予算では平成25年度も約4,000万円の純損失を見込んでおりましたが、こちらは流域下水道維持管理費の負担金が当初予定されたほどではなかったことが大きいものの、収益の確保と経費の削減に努め、逆に剰余金を出すことができたという状況になってございます。

下水道事業の整備には巨額の資金が必要となる一方で、人口減少のほか節水意識の定着や節水機器の普及により下水道使用水量の増加が期待できない状況にあることから、今後も大変厳しい経営が続くと予想しております。市民の皆様にはこうした経営状況をしっかりご説明させていただき、ご理解いただきながら水洗化促進による収益の増収確保と一層の経費節減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番青山豊議員。

○10番（青山豊議員） それでは、一般会計の決算の歳入のほうでちょっと質問をしたいと思います。

17款の寄附金でございます、ふるさと納税の寄附金。まず決算額が784万ということで、この前の年度、要するに平成24年度は460万ぐらいでしたので、320万ほど寄附金が多くなっているという、ふるさと納税ですね、多くなっていますけれども、その要因をお尋ねします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 明確な、これぞというふうなものはなかなかちょっと把握できていないわけでありまして、やはりふるさと会、あるいは恒常的に毎年のように寄附をいただいている方々、そうした方々が、4年間続いた豪雪などを踏まえた中で続けて寄附をしていただいたと、そういったふうな捉え方をしているところでございます。

○木村清貴 議長 10番青山議員。

○10番（青山豊議員） ふるさと納税の額が増えたのは非常に喜ばしいことだと思います。それを踏まえて市長にお聞きしたいんですけれども、今、このふるさと納税というのが各自治体の中で注目されていて、いろいろあの手この手で額を増やしていこうと、例えば特産品を贈ったり、そういうような流れが各自治体で競争という形であるようです。前市長時代は、そのようなことはしないでいこうという方針でありました。それは、高橋市長になられてもその方針というのは、今の市長の思いとしてそれは変わらないでいこうというお気持ちがあるのかどうか。先日の政策会議でもいろいろ議論されて継続審議になったようですけれども、今の時点で市長の方向性というのを少しお話ししていただければと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 ふるさと納税そのものの発足の趣旨を考えますと、見返りを求めないで納めていただく、横手を応援しようという純粋な思いで納めていただく方の気持ちというものは絶対大事にしたいという反面、さまざまな地元の物産を返礼という形でやることによって、その地域のPRであるとか、その特産品のPRという別の効果を出している自治体もちろんあるわけございまして、2つを一遍にかなえるというのはなかなか難しいわけございまして、今まだ検討中でございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） 25年度のさまざまな歳入の中の滞納繰越といいますか、そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思います。通常市税、固定資産税は相変わらず多いわけですが、中でも教育関係といいますか、厚生関係の、市民の直接負担分の収納率のところちょっとお聞きしたいんですが。

学校給食費というのが非常に一時期未納額が多くてクローズアップされたわけですが、相当改善されてきている中で、保育料という形の未納額が大変気になっております。当然、最近の保育の状況を見ますと、ゼロ歳児から保育所に入られる方が非常に多いわけですが、この中で、少し未納額が大きくなっているのではないかなという感じがしているわけですが、このあたりの現在の状況といいますか、そこら辺について少し説明していただけますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 保育料の未納についてですけれども、子ども手当の給付のときに、窓口払いということで直接窓口に来ていただいて、その際に保育料の滞納についてご理解をお願いするとともに、何とか納付して下さるようというご理解を求める場をつくっております。そのようなことでまず幾分ご理解をいただいて、その場で子ども手当をいただいて、1階の銀行で納めてくれるという場合もあります。

以上であります。

○木村清貴 議長 寿松木議員。

○8番(寿松木孝議員) 事のよしあしは別として、そこら辺の、給付と負担といいますか、その部分でのやりとりの中でいきますと、これは学校給食費のときもそうだったんですが、逆に言うと、もう少し、利用されている方がお支払いするというのは当然のことだと思いますし、そういう中でこれが純然と出てくるという形になるというのが一つ心配なこととあわせて、ちょっと私の勉強不足なんですが、これは市が直接かかわっている部分と、あと私立でやられている保育所があるんですが、そこら辺の未納との、そのあたりの関係というのをちょっと教えていただけますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 保育料の納付につきましては、法人、直営問わず、全部市のほうで対応しております。

○木村清貴 議長 寿松木議員。

○8番(寿松木孝議員) その中で、区分けをするのが難しいのかもしれないですが、例えば私立の部分と、それから法人といいますか、市が直営でやっているといいますか、そういう形の部分との中で、納付率の差というものは出ていますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ちょっとその区分けの資料は今持ち合わせておりませんが、大体まず平均的にそういう状況になっていると思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【発言する者なし】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか24件については、24人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本決算は、24人で構成する決算特別委員会を設

置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり24人を議長が指名いたします。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第44、議案第124号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第124号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設の運営及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため条例を制定いたしたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

まず初めに、これまでの経過ですけれども、平成24年に子ども・子育て支援法が施行され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度に基づき、子どもの教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進及び地域での子育て支援の充実を図るための事業を実施していくこととなります。そのため、事業を実施する施設や、事業の設備及び運営に関する基準について、国の基準を踏まえまして自治体ごとに条例で定めるものであります。

条例の作成に当たりましては、国の基準に従うべき基準と参酌すべき基準がございますけれども、本条例は、横手市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、全て国の基準により定めております。

16ページにお進みください。

本条例の構成は、子ども・子育て支援法に基づき給付の対象となる認定子ども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業者の運営基準について、第1章から3章までの52条の条文と附則で定めております。これまで、小学校就学前の施設としては幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきましたが、新制度では、これに加えまして幼稚園と保育所のよさや機能をあわせ持つ認定子ども園を普及していくこと、また新たに、少人数の子どもを保育する地域型保育を創設し、身近な保育の場を確保していくこととなります。地域型保育には、定員5人以下の家庭的保育、定員6人から19人までの小規模保育、会社従業員と地域の子どもを一緒に保育する事業所内保育、さらに、障害や疾患などで個別にケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、当者の自宅で保育を行う居宅型訪問保育があります。

以上に係る施設や事業の設備及び運営に関する基準を定めております。

第1章総則では、用語の定義と適切な環境の確保等、一般原則について定めております。

19ページにお進みください。

第2章では、特定教育・保育施設、つまり給付の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所のことですけれども、これらの施設に関する運営基準を定めております。第1節では、区分ごとに、利用定員に関する基準を定めております。20ページから38ページまでの第2節では、運営に関して利用開始に伴う基準、それから教育、保育の提供に伴う基準、次に、管理、運営に関する基準について定めております。38ページから40ページまでの第3節では、特例施設型給付費、つまり緊急その他やむを得ない理由により利用した場合の施設への給付についての基準を定めております。

次に、40ページから52ページまでの第3章では、特定地域型保育事業者、つまり給付の対象となる地域型保育事業者の運営基準を定めております。この内容は、第2章の特定教育・保育施設と同様になっております。

なお、52ページの附則では、本条例の施行日を平成27年4月1日とすることのほか、新制度への円滑な移行のために、利用定員や給付に関しての経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） このたびの、この子ども・子育て支援法によりまして、これからこの条例が制定した後に、これまでのことがどのように変わっていくのか教えていただきたいと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 提供する事業の組み合わせが変わるわけですが、実際にサービスを受ける方々にとっては大きな変化はないというふうに対応していきたいと思っております。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） そうしますと、認定こども園については、市としては今後どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 認定こども園につきましては、現在十文字のこひつじ幼稚園が認定こども園として運営されております。それから、残りの幼稚園につきましても、平成28年度から認定こども園を事業実施していくことで、県のサポート事業を今実行しているところであります。あと、そのほかにつきましては、現在のところ認定こども園に対しての動きはないという状況です。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） それと、今度学童保育でありますけれども、対象が4年生から6年生までというふうに変わりますけれども、その状況、果たして、市が今現状的には非常に狭いというか、規定の、国の定めた部屋の大きさをやっていると思うんですけれども、増えた場合、どのようなことになってい

くのかお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 学童保育につきましては議員おっしゃるとおり、平成27年度から6年生まで拡大されるということですが、現在、その利用のニーズを把握しているところでありまして、まだ途中経過ですが、現在よりも利用したいという希望者が増えるというふうに見込んでおります。ただ、実際利用するときにはハードな面もありますので、まず、従来利用していた方々を優先に考えて、待機のないように利用できるようにしたいと考えております。あとは、その状況を見ながら上級生のほうについての対応を検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） 国の定める子ども1人当たりの大きさは1.65平米ということで、大体畳1畳分ということですが、この条例は5年間の中で経過措置ということになっておりますので、その大きさの部分についても、しっかりと対策を講じていただきたいと思います。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第45、議案第125号横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第125号横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の56ページをお開き願います。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準を定めるため条例を制定いたしたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。作成に当たりましては、国の基準に従うべき基準と参酌すべき基準がございますけれども、議案第124号と同様に、横手市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、全て国の基準により定めております。

57ページにお進みください。

本条例は、児童福祉法に基づき市の認可事業として実施する地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について、第1章から第5章まで48条の条文と附則で定めております。ここで規定している地域型保育事業には、議案第124号でもご説明申し上げましたとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございます。

第1章総則におきましては、地域型保育事業全体に係る一般原則などの共通事項を定めております。67ページにお進みください。

第2章では、家庭的保育事業の基準を定めております。

第3章では、小規模保育事業の基準を定めております。小規模保育事業は、事業形態によりましてA型、B型、C型の3つの類型があり、それぞれの事業形態に合わせた基準を定めております。

第4章では、居宅訪問型保育事業の基準について定めております。

次の第5章では、事業所内保育事業の基準について定めております。

なお、89ページの附則におきましては、本条例の施行日を平成27年4月1日とすることのほか、新制度への円滑な移行のために、食事の提供や連携施設に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第46、議案第126号横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第126号横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の92ページをお開き願います。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため条例を制定いたしたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

93ページにお進み願います。

第1条では、本条例の趣旨として、児童福祉法に基づき、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める旨を規定しております。

第2条では、用語の定義について、同じく93ページの第3条から94ページの中段、第5条では、最低基準の目的や放課後健全育成事業者の最低基準に対する取り組みと姿勢等について規定しております。

94ページの下段から95ページの中段までの第6条においては、当該事業利用児童の健全な育成を図ることを目的として行うなど、放課後児童健全育成事業の一般原則について、次の第7条では、本事業における災害対策について規定しております。

95ページ下段の第8条及び96ページの第9条では、職員の一般的要件や職員の知識及び技能の向上について規定しております。

第10条では、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上確保する規定など設備の基準について、それから96ページ下段から99ページの第11条では、職員の配置を支援の単位ごとに2人以上とすることや、職員の資格等について、また、支援の単位を構成する児童の数をおおむね40人以下とすることを規定しております。

第12条では、利用者の平等な取り扱いについて、第13条では、施設における虐待等の禁止、第14条では、施設における衛生管理等に関する対応義務について規定しております。

100ページの第15条では、事業所における事業の重要事項に関する運営規程を事業所ごとに定めることを義務づけるとともに、第16条では、事業者が備えるべき帳簿について規定しております。

第17条及び101ページの第18条では、事業所における秘密保持、苦情への対応について規定しております。

第19条では、開所時間及び日数について規定しております。この規定に関しては、現行のサービスが低下しないよう国の基準を上回る内容となっており、小学校の休業日については、国が1日につき8時間以上となっているところを、本案では10時間以上、一年の開所日を国が250日以上としているところを、本案では281日以上などと規定しております。

102ページの第20条から第22条に関しては、それぞれの保護者との連絡、関係機関との連絡及び事故発生時の対応について規定しております。

また103ページの附則では、本条例の施行期日を平成27年4月1日とするとともに、職員の資格、占用区画の面積及び支援の単位については平成32年3月31日までの経過措置を定めております。

なお、本条例案の本則部分においては、第19条の開所時間及び日数以外は全て国の示す基準に基づいております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） 議案説明会時にも若干お聞きしたんですが、たまたま市長がいらっしゃらなかったのちょっとさわりをお聞きただけで終わりましたけれども、横手市の現在の子育て環境の中で、さまざま問題はあれ、結構私としては不満の少ないやり方になっているのではないかなというふうに思

っております。といいますのは、都会と若干違うのは、保育所の待機児童だとか、そういうものに関しては、ほとんど不満は解消されているというふうに理解しています。その中で、最近PTAなどの話をちょっとお聞きしても、共稼ぎをされている、両親とも仕事をされているという関係の中で、この学童保育というのが、非常にニーズが高まってきているというふうに感じています。国の規定の中で、おおむね4年生までという規定があったということも含めまして、合併後、私の持論としては、4年生、10歳で何で切るのかと、4年生であっても6年生であっても、小学校のカリキュラムの中では一緒ではないかなというような持論を展開しながら、拡充するべきだということを訴えさせてきていただきました。今回たまたま国の規定が変わって、これが6年生まで拡大するというような方向性が示されたわけですが、これに対しまして当市では、意向調査をしている最中だとはいいながらも、多分オーバーフローする部分があるだろうから、まず基本的には4年生までで、現状のやり方の中で、そして余力があったら、また児童数がどんどん減っていくだろうから、そのときに合わせて6年生まで拡充していくというような内容の説明会での担当の答弁だったというふうに記憶しているんですが、やはりこれは地域のニーズとして非常に増えてきている、そして市長が施政方針でも申し上げておられましたけれども、非常にこの地域の子育てということに力を入れておられるというふうに、そういう方向性をお持ちであるというふうに私は認識しているんですが、その中でやはりその方針は変えるつもりはないということなのか、その部分についてお聞きしたいと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 まず、ニーズ調査がまだ経過の段階ですけれども、明らかにニーズは多くなっていくというふうに推測しております。それから、学童保育の利用につきましても、今までは少し縛りがあったんですけれども、そこら辺がもう少し幅が広がるということで、そういう点でも利用が多くなっていくということが予想されます。

あと、議案説明会の後ですけれども、厚生労働省のほうからは、そういう膨らんでいくことに対応するハード面の整備が必要であるというふうな課題も出してきておりますけれども、そのハード面の活用につきましては、学校施設の空きスペースを活用することを進めていくというふうな方針を示されているようです。まだ具体的な文書は届いておりませんが、そのような指示を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番(寿松木孝議員) 今、国の話が出ましたけれども、実はこの話は放課後児童クラブ、教室、何かそういう名前以前にあったと思うんですが、学童保育と併用してあった施策の部分を省庁の縦割りを踏み越えて文科省の部分に入っていくというような意味合いだというふうには思いますけれども、現実に横手市の今までの議論の中では、基本的には、学校の施設から一回退校してもらってから学童保育を受けるというのが基本理念で運用されてきていたというのも事実ですので、そこら辺の調整は非常に難しいだろうなというふうに思います。それで、膨らんできたさまざまな要因というのはあろうかとは思

いますけれども、最後に市長、どうでしょう。率直な感想で結構なんですけれども、市長が子育てという部分で拡充していくというような方向性を持っているのか、持っていないのか、まずそこだけを教えていただければ、私が見るに、多分そんなに各学校全てあふれるという状況にはならないかというふうに思います。この学童保育を進めていく中でも、ハードを整備して新たにハードを足してやらなければいけないというところは、ほんの限られた場所ではないかなというふうに私は思っているんですけれども、その部分も含めまして、さまざまな問題はあろうかと思えますけれども、できるだけ拡充していくという方向性がとれるのかとれないのか、そこら辺に関しまして市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 子育て支援につきましては、市としては他市町村に負けないように精いっぱい努めていきたいというふうにも考えておりますし、また、さまざまな地域とか学校によってハード面で即応できるかどうかというふうに問われると、もし急激な要請などがあれば応えられない部分もあると思えますので、そういうようなまずい部分があったらだめですので、その点は慎重に意向調査も踏まえながらやっていかないといけないわけがございますけれども、やはりそういう国の方針とかも今変化しつつある中では、その方向性は進めていきたい方向で考えております。ただ、いきなりというと、すぐ対応というのはもしかしたらできない場所も出てくるのかもしれないので、その点は慎重に進めていければなというふうにも考えております。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） せっかく今、こういう形で基準がつくられようとしております。そういうような中で、今保育所の民営化は、市長がかわって一時立ち止まっている状況なんですけれども、これも含めて放課後クラブがたったときに、今、市が直接かかわっていますね、大部分について。指定管理の部分もありますけれども。こういう基準ができた以上、民営化という、要するに民間を育成して、この事業を民営化あるいは指定管理に委ねるといような方向性についての考え方をお尋ねします。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 まず基準が示されたわけですので、いろんな事業を実施する際にそういう基準を満たすようにということがまず使命になってきますので、新たに手を上げる場合につきましても、そこら辺の基準をもとにちゃんと判断していきたいと思えます。それから、現在はまず市直営と、あと委託というふうな状態で事業を実施しております。

○木村清貴 議長 ほかに。齋藤議員。

○24番（齋藤光司議員） その委託と、今やられているという部分の中で、その方向性を聞きたいんです。要するに、これを決めて、市としては保育所を民間へ移そうとすることが立ち止まっているんですけれども、動きの中で、これもまずはやってみて、基準を、市が自分で、国の法律とはいえ、縛りをつ

ける、条例をつくるという形ですよね、でも明確に基準ができた以上、事業所が手を挙げたときに、市長の持論である民にできることは民にという形の中での、その方向性を聞きたいんですが。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 平成27年度から新しい制度がスタートするということで、とりあえず27年度は状況を見なければいけないというふうに思っております。あと保育所につきましても、今年度中に民営化方針を決定したいというふうに考えております。その方針を決定した後どのような方向性で進めていくかということを具体的に検討してまいりますので、まず、新制度がスタートする平成27年は実態を把握するということが大切な年になるというふうに考えております。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第47、議案第127号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第127号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の104ページをお開き願います。

本案は、横手市障害者支援施設ひまわり社の定員を変更するため、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

105ページにお進み願います。

横手市障害者支援施設ひまわり社の定員について、施設の利用実態に合わせて利用定員「30人」を「20人」に改めようとするものであります。附則では、本条例を平成26年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第48、議案第128号横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第128号横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の106ページをお開き願います。

本案は、横手市勤労者等福祉施設通称サンサン横手の管理を市長が指定する者に行わせることができるようにするため、現行条例の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いしようとするものでございます。

次のページにお進み願います。

まず、第6条でございますが、見出し中の「免除」を「減免」に改め、同条中の「免除」を「減額し、または免除」に改めようとするものでございます。これは現行の規定では、市長が認める場合施設の利用料を免除のみできるとしておりましたが、指定管理の導入に伴いまして、他の条例との整合性を図るために変更しようとするものでございます。

続きまして、第12条を第17条とし、第11条を第16条として、第10条の次に次の5条を加えようとするものでございます。

追加となる第11条では、指定管理者による管理といたしまして、市長が指定する法人その他の団体に当施設の管理を行わせることができることを定めております。第12条では指定管理者の義務を、第13条では指定管理者による管理の基準をそれぞれ定めております。第14条では、指定管理者による利用料金の承認といたしまして、指定管理者が利用料金を定め、あるいは変更する場合は、あらかじめ市長の承認が必要であるとしております。第15条では、指定管理者による利用料金の減免といたしまして、公益上必要があるときは、指定管理者が市長の承認を得て利用料金を減免できることについて定めております。

また附則では、本条例を公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第49、議案第129号横手市企業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第129号横手市企業振興条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

110ページをお開き願います。

本案は、本市への企業誘致並びに市内企業の事業拡大を促進するため、本条例に基づき支援対象とする企業の指定基準を変更することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いしようとするものでございます。

次のページにお進み願います。

このたびの改正では、条例第6条の表中「第7号まで」の次に「及び第8号リ」を加えるものでありまして、附則では、平成26年10月1日から施行しようとするものでございます。

内容でございますが、ご案内のとおり本条例は、2,000万円を超える設備投資と、それにあわせて一定以上の新たな正規従業員の雇用を行った企業に対し、固定資産税を減免することについて定めているものでございます。この基準を定めているのは条例第6条の表においてでございますが、設備投資については、所得税法施行令第6条の第1号から第7号に掲げる減価償却資産の取得額の合計で算定することとしておりました。今回の改正では、これらにソフトウェアを加えるため、同施行令同条で定義しているソフトウェアの号番号を追加するものでございます。これによりまして、ITを活用する情報サービス系企業の誘致並びに既存企業の事業拡大を促進することにつながると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第50、議案第130号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。教育指導部長。

○高橋成浩 教育指導部長 ただいま議題となりました議案第130号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の112ページをお開きください。

本案は、平成27年度雄物川小学校の開校に伴い、新規に中型スクールバス2台を購入しようとするものであり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決をお願いしようというものでございます。

購入するスクールバスについてであります。名称は、雄物川小学校スクールバス、中型バス2台で

あります。契約方法は、指名競争入札であります。購入金額は2,450万9,520円で、購入の相手方は横手市大屋新町字牛首戸108番地2、秋田いすゞ自動車株式会社横手営業所取締役横手営業所長、芳賀良輝氏であります。入札参加業者は3社、落札率は71.6%であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開は午後2時45分といたします。

午後 2時33分 休 憩

午後 2時44分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第51、議案第131号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第131号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の113ページをお開き願います。

本案は、市が運営している温泉施設の整備の修繕等を実施するため、一般会計からの繰入額「1億7,675万1,000円以内」を「1億7,995万6,000円以内」に改めようとするものでございまして、地方財政法第6条の規定により議会の議決をお願いしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、温泉特別会計の中でご説明をさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第52、議案第132号平成26年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第132号平成26年度横手市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算議案書の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,186万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ563億240万円に定めようとするものであります。

次に、第2条債務負担行為の補正ですが、6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正のとおり、平成26年度LED街路灯ESCO事業を追加し、消防デジタルトランシーバーリースを廃止するものであります。このESCO事業は、ESCO事業者が、市が管理する100ワット以下の街路灯約1万1,400灯をLED化し、その省エネ化した光熱水費の削減分等で管理費用などを賄おうとする事業でありまして、この事業を進めるための債務負担であります。

次に、第3条地方債の補正ですが、7ページをごらんください。

第3表地方債補正のとおり、地下かんがいシステム導入支援事業、これは県営事業の負担金の事業であります。など2件を追加いたしまして、スマートインターチェンジ設置事業など2件を変更するものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明いたしますので、17ページをお開きください。

17ページ中段の2款1項7目企画費で、過疎集落等自立再生対策事業費として600万円を計上しております。これは山内地域南郷地区における自主防災組織や共助事業に対する地域防災機能強化並びに高齢者世帯雪対策支援の補助金事業であります。同じく9目地域局費で、増田地域局庁舎管理費として680万円を計上しております。これは国庫補助事業等を活用いたしまして、増田庁舎敷地内に電気自動車用の急速充電器を設置する事業であります。同じく10目電算情報管理費で、住民情報系運用管理として1,614万5,000円を計上しております。これは社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に係る既存の住民基本台帳システムの改修経費などの事業であります。

続いて18ページをお願いいたします。

18ページ中段の3款1項1目社会福祉総務費で、臨時福祉給付金給付費として4,800万円を計上しております。これは、臨時福祉給付金の給付対象者の見込み数の増による増額補正であります。

19ページをお願いいたします。

19ページ中段4款2項2目塵芥処理費で、ごみ収集費として1,744万円を計上しております。これは指定ごみ袋の追加作製委託料並びに新分別収集施行地域の拡大計画の見直しによる一般廃棄物収集運搬委託料などの増額補正であります。同じく4目廃棄物処理統合施設整備事業費で、クリーンプラザよこて整備事業として594万5,000円を計上しております。これは、新分別収集試行地域拡大の見直しにより

まして新試行地域が67カ所から180カ所追加になる見込みであることから、このことに伴い必要となる折り畳み式コンテナの作製委託料であります。下段の6款1項3目農業振興費で、農業政策費として9,487万5,000円を計上しております。これは平成25年度の降雪による農業生産施設の被害に係る被災施設の復旧や撤去に要する経費の2分の1を補助する経営体育成支援事業9,429万2,000円などの事業であります。

20ページをお願いいたします。

20ページ上段右側の同じく3目で、果樹振興費として939万円を計上しております。これは、果樹産地強化対策事業としまして果樹の樹体強化のための土壌改良剤や肥料の購入経費等に補助する事業であります。

21ページをごらんください。

21ページ下段の8款2項3目道路新設改良費で、スマートインターチェンジ設置事業として1,660万1,000円を計上しております。これは国土交通省による秋田自動車道への連結許可に伴い、スマートインターチェンジへの設計や工事費等の発注を行うNEXCO東日本への負担金支出のため、歳出の組み替えや進入路に係る橋梁設計の変更によるNEXCO東日本への負担金の増額補正であります。

少し飛びまして、24ページをお願いいたします。

24ページ下段、10款2項1目学校管理費で、公共施設再生可能エネルギー等導入事業として673万1,000円を計上しております。これは横手南小学校など4校への導入事業に係る工事請負費の増額並びに平成27年度事業に追加となった旭小学校への導入事業に係る設計委託料の補正であります。

25ページをお願いいたします。

下段の10款4項8目生涯学習施設費で、増田ふれあいプラザ費に出資金50万円を計上しております。これは、当市の名誉市民である矢口高雄先生や秋田県出身の著名な漫画家の先生方が設立を目指している財団法人へ市も出資しようとするもので、財団法人とともに、寄贈を受ける原画など貴重な文化的財産を保存し活用を図っていかうとするものであります。

次の26ページをお願いいたします。

26ページ中段の12款1項1目元金で、公債償還元金として8,965万6,000円を計上しております。これは平成24年度において地域総合整備資金、いわゆるふるさと融資ですが、この貸し付けを行った事業者から一括繰り上げで償還の申し出があったことに伴う償還元金の増額補正であります。下段の13款1項2目減債基金費で、減債基金積立金として3,814万4,000円を計上しております。これは地方財政法の規定に基づき、平成25年度決算による一般財源剰余分の一部を積み立てるものであります。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、前の10ページをお願いいたします。

10ページの総括歳入部分でありますけれども、歳入のうち、まず10款地方交付税では7億9,894万1,000円を計上しております。これは平成26年度の普通交付税額の決定によるものであります。

14款国庫支出金では6,898万2,000円を計上しております。これは臨時福祉給付金給付費補助金4,800

万円などであります。

15款県支出金では1億1,523万9,000円を計上しております。これは経営体育成支援事業費補助金9,390万5,000円、また再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業費補助金841万5,000円などによるものであります。

次に、19款繰越金では6,350万1,000円を計上しております。これは平成25年度決算の確定によるものであります。

続いて、20款諸収入では9,633万2,000円を計上しております。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入8,965万6,000円などによるものであります。

21款市債では3,334万2,000円を計上しております。これはスマートインターチェンジ設置事業に係る合併特例債1,570万円、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴う増額1,364万2,000円などによるものであります。

戻りまして18款の繰入金ですが、財政調整基金からの繰り入れなど7億3,515万4,000円を減額することなどによりまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番青山豊議員。

○10番（青山豊議員） 総務費の地域局費、増田庁舎の敷地内に電気自動車用急速充電器の設置工事なんですけれども、増田庁舎内に設置する理由を教えてください。

○木村清貴 議長 増田地域局長。

○阿部仁 増田地域局長 これにつきましては、今、増田地域が重伝建地域に選定されたということで、来街者がたくさん、倍々で増えております。ということで、そのお客様の中に電気自動車を所有している方があろうかと思えます。今現在、電気自動車の技術というのは毎年毎年よくなっているわけなんですけれども、まだまだ走行距離が延びておらないということもございまして、そういう皆さんが安心して増田を訪れていただけるように、充電をしている間に増田の街なみを見ていただきたいということも考えまして、庁舎の車寄せのところに充電器を設置しようとするものでございます。

以上です。

○木村清貴 議長 10番青山議員。

○10番（青山豊議員） わかりました。観光客対応という視点の設置ということですね。

では、このほかに、そういった理由というか、観光客対応という部分でこの急速充電施設をやっているところはありますか。

○木村清貴 議長 市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 今現在ですと、各自動車メーカーさんのほう、13号線のところに11台ほど横手市内に設置してありますけれども、ただそれ以外のところというのは、現時点ではございません。先

ほどお話がありましたように、増田地域局に急速充電、それからあと、道の駅山内に設置するというような予定で、現在進めておるところでございます。

以上です。

○木村清貴 議長 10番青山議員。

○10番（青山豊議員） はい、わかりました。通年観光をこれから取り組んでいく中で、首都圏からのお客さんというのは非常に重要な部分だと思いますので、まずそういう視点で質問させていただきました。山内のほうで1台進行中ということであればそれでいいと思いますけれども、この財源になる国庫補助金、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金というのは、私が調べた限りにおいて、平成24年度に創設されて申し込み期限が平成27年の2月末で、予算をオーバーしたらその時点で終了というようなことなんですけれども、今、山内の道の駅でやるということは、今年度内にもう一回申し込める類いの補助金という認識でよろしいのでしょうか。

○木村清貴 議長 市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 道の駅山内につきましては既に申請が終了しておりますので、多分大丈夫ということでございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） すみません、今のにちょっとそのまま関連させていただくんですが、この料金体系といいますか、急速充電をするための料金が、例えばディーラーのやつとかでも、多分ほとんど料金がかかるかというふうに思いますけれども、このあたりはどういう形になってどういう管理がなされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○木村清貴 議長 増田地域局長。

○阿部仁 増田地域局長 今、増田に設置しようとする機種につきましては、一応コイン式とそれからカード式、どちらも使えるというものでございまして、1回の充電が大体30分、そして料金は500円というように聞いております。今、ちょっと急いでおりますのは、それを今申請しますと、ランニングコストにつきまして自動車4社から支援金があるということで、ランニングコストにつきましても余り負担がないということで、今申請しようとしているところでございます。

○木村清貴 議長 20番佐藤誠洋議員。

○20番（佐藤誠洋議員） 民生費の臨時福祉給付金についてでありますけれども、今回増額補正ということでした。これまでは該当する方がみずから訪れて支給されたということでしょうけれども、今後の増額補正した上で、これも期限があるというふうに伺っておりますけれども、どのように市民に周知されるのか伺います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 対象となられる方には直接お電話しておりますし、あとそれから10月上旬でま

ず申し込みが締め切りになりますので、その前に市報等でもう一度周知を図りたいと思います。できるだけ該当なる方に給付できるようにというふうな対策を進めてまいります。

○木村清貴 議長 20番佐藤誠洋議員。

○20番（佐藤誠洋議員） これは、前の、福祉あったか灯油でしたか、そちらのほうでも同様の質問をいたしましたけれども、今、個人情報ということで、なかなかせっかくの施策が行き渡らないというのが課題でもあらうと思います。そういう中で、今回該当する方には不利益とならないことでありますので、こういったことに対しては直接本人に通知するというのが最も事業の成果があらわれるのではないかと思いますけれども、こちらのほう、庁内でそういった個人情報に関しての取り扱い方というのはどのようにしているのか伺いたいと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 今回の事業に関しての個人情報についてですけれども、まず、基本的には申請を受けてご本人の同意をいただいているというふうな事務の流れになっておりまして、いろいろ、直接該当になる方に通知を差し上げるというのはなかなか難しいところがあるんですけれども、このたびはまず税情報で確認できたところにつきましては、該当と思われる方には、該当になるとお考えですので申請してくださいというふうな通知を差し上げております。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

7番土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） 4款の衛生費の中のクリーンプラザよこて整備事業についてでありますけれども、このたび、新分別による拡大が行われるようでありますけれども、何か境町と黒川も対象となっているというふうに伺っておりますけれども、今後のスケジュールについてお知らせください。

○木村清貴 議長 市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 先ほどお話がありましたように、現在、山内横手地区で67カ所、それから一般の補正で約180カ所をまず今年度計画しております。今後につきましては、平成27年10月が試運転開始ということでありまして、随時試行地域を拡大していくというような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） この予算が通った場合に、すぐに拡大していきたいというような市の方向であるというふうに伺っておりますし、また、周知を今後早くに進めていかなければならない状況にあると思うんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 先ほどお話ししました今年度180カ所ということでありまして、山内

地域につきましては8カ所の部分を11月から順次、同じく横手黒川地区を32カ所11月から、それから境町地区につきましては27年の1月、それから大沢地区につきましては27年の3月というような形で、順次試行を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） 2款の総務費の、過疎集落等の自立再生対策事業についてでありますけれども、このたび山内地域の南郷地区へのさまざまな、防災等いろいろ、高齢者雪対策支援等に係る補助金の補正というふうに伺いましたが、こういう部分においての予算、これも国の予算であるというふうにお伺いしているわけなんですけれども、市においては4つの共助組織があると思うんですけれども、そういう部分についての対象というふうにはならなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 議員ご指摘のとおり、市内には4つの共助組織がございます。今年の3月でございましたが、それぞれ共助組織の事例発表会を開催したところでございました。そうした機会に、私どもではこの事業をぜひそのほかの地域の方々にもご活用いただきたいというふうなお話をさせていただいたところでございましたが、残念ながら南郷地区からの手挙げのみだったという状況でございまして、今回の補正予算の計上にありますとおり、南郷地区の共助組織にこの事業を適用させていきたいということでございます。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） このたびの議会報告会の中で、共助組織のほうからさまざまな要望が出されております。やはりそういった要望からしますと、なぜ南郷地区だけだったのかなというふうに思いますので、そういう要望等も集約されまして予算化、具体的な説明を行いながら進めていただきたいなと思いますけれども、今後、こういう予算をこれからほかのほうも組み入れてできるのかということをお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 要件的には、過疎地域指定にある地域がまず絶対的な条件でございまして、その地域の中で、自治会であれあるいは共助組織であれ、一定の組織構成がされている、あるいは地縁団体の登録がされているというふうなところが、まずは必要だというふうに考えてございます。その中で、メニューが、今回もそうでございしますが、地域防災力機能強化、あるいは高齢者世帯の雪対策支援、こういった事業を取り組める体制がしっかりできているかどうかということも一つの観点でございまして、そうした視点の中で、さまざまな機会に、この事業が27年度もあるようでありましたら、お知らせあるいはご紹介申し上げてまいりたいというふうに考えてございます。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） いろんな要望があるにもかかわらず、手挙げ方式という形になっていると思いますけれども、やはり十分な説明をしながらこういう事業をこれからも進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。25番菅原恵悦議員。

○25番（菅原恵悦議員） 基金について1つお伺いしたいと思いますけれども、法の規定によって3,814万4,000円を積み立てるといってお話であります。先ほど25年度の決算がありましたけれども、1年間こういうふうにして暮らしてみたら財政調整基金あるいは減債基金が約15億増えたと、そうすると100億を超えてしまうわけですね。またこれ、この後、いろんな意味で交付税が減ったというふうなお話もあったんですけれども、こういうふうなものが例えば交付税の算定基準にもなるのかどうかということが1点と、それから、こういうような形で、この後、大きく財政調整基金なりを使っていくような事業も出てくるのかなというふうに思うんですよ。そこら辺の1年間の暮らしの中の市の考え方をお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 今、議員お話しのとおり、先ほど市長も決算の報告の中で申し上げましたが、財政調整基金と減債基金で105億ほどの積み立てが25年度でできました。先般の3月議会の際も中長期の財政計画ということで、議員の皆様にも一定の資料をお出ししながらご説明いたしましたけれども、地方交付税の合併特例ですけれども、27年度から、その後5年間で段階的に地方交付税が減っていくという見通しで、1年間でいけば、今年でいけば45億ちょっと、昨年でいくと50億ちょっとが減っていくという見通しになっております。そういう全体の中で、今回の財政調整基金、減債基金を28年度から徐々に使用していくのではないかとというような見通しを立てているところです。いずれ、詳細につきましては、今年度と来年度で新しい総合計画をつくっていくわけですが、その中で、市長の新たな政策ですとかいろんな事業の概要がまた出てまいりますので、その段階で、財政調整基金ですとか減債基金の使い方というのが、また、より具体的になっていくのかと思います。当面、今回、繰越金等一定の積み立てができますけれども、105億程度というのは、これまで大体目標にきた、想定していた数値をほぼ積み上げさせていただいておりますので、今後の総合計画の状況に伴って、また具体的な使用計画については改めてご説明する機会があると思いますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 菅原恵悦議員。

○25番（菅原恵悦議員） こういうふうな基金というのは、例えば幾らあっても交付税算入の対象になるのかどうかとお聞きしたんです。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 財政調整基金、減債基金については市独自の考え方で積み立てするものでありまして、交付税等に影響があるものではありませんので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 20番佐藤誠洋議員。

○20番（佐藤誠洋議員） 6款の果樹強靱化対策について伺います。

この今回の堆肥散布、あるいは土壌改良剤の投入というのは、以前から果樹農家には非常に要望が強かったことであります。樹体回復には本当に効果があるということでありました。しかしながら、そのときに問題になっていたのが散布する装置、いわゆる対策に、マニュアルスプレッダー等の機械がなかなか開発されていなかったり、そういった傾斜地などへ散布する際の機械がないためになかなか人力では困難であるというのが、これまでこの事業というのがなかなか実現に至らなかったのではないかと考えております。今回、事業の中身がちょっと私はわからないで質問しているんですけども、大雄堆肥センターからの堆肥購入あるいは土壌改良剤に対してのみの補助であるのか、それとも散布まで含めた補助であるのか、そのあたりの事業について伺いたいと思います。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 今、議員おっしゃられるとおり、これまで散布等につきましては園地がかなり急斜面であるというふうな部分は聞いております。今回、この強靱化対策につきましては、散布についても支援対策を打ち出すというふうなことで、現在民間の機械としましては、クローラ式のマニュアルスプレッダーも用意されておるようですので、それらを活用した支援対策を今後行ってまいりたいというふうに思っています。この対策、おおむね3年をめどとした対策というふうなことにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 佐藤誠洋議員。

○20番（佐藤誠洋議員） 非常にそういった散布のほうまで考慮した事業であるというのは、非常に果樹農家にとっては喜ばしい事業であったと思います。非常にこれ、細かい積算となっておりますけれども、例えばこれ、思ったよりも申し込みが多かったといった場合には、補正はどこまでも頑張っていくというふうな姿勢なんでしょうか。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 現在この金額を計上させていただきましたが、散布につきましては、雪が降る前の対策が良好だと、それ以降についてはほぼ無理だというふうなことでありますので、状況を見ながら、さらに必要であれば支援対策を打ち出してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

9番播磨博一議員。

○9番（播磨博一議員） 10款の生涯学習施設費ですか、財団法人の件につきましてお願いしたいと思います。

このたび矢口先生のほうから原画等いろいろ寄贈なされて、その管理というふうな説明がありましたけれども、まず、この財団の出資の総額、それから構成されるメンバーはどのようになっていますか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○柴田恒宏 教育総務部長 現在の予定でありますけれども、財団の基本の財産は300万円構成したい

というふうな意向でございます。矢口先生が100万、あと県内出身の漫画家の先生が50万ずつ、市が50万で、300万のまず基本的財産をもとにして設立したいということでございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 播磨議員。

○9番（播磨博一議員） それで、財団の役目と申しますか、これから協議されるということでもありますけれども、おおよその性質とそれから市の役割というふうなものはどのようにお考えでしょうか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○柴田恒宏 教育総務部長 詳細についてはまだはっきりと、こういう方向でというきっちりしたものはまだ決定しておりません。今回、国文祭で先生方がいらっしゃいますので、まず10月に先生方みんな集まった段階のところで、法人の役割、それからやはり、法人だけではなかなか今後寄贈された作品とそれから現在所有している作品を保存、活用していくというのは財団だけでは難しいということもありますので、市も全面的にバックアップしながら、両者どのような形でそれぞれ役割を負いながら保存活用していくかということについては、今後先生方と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第53、議案第133号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第133号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,633万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ111億3,938万3,000円に改めようとするものであります。

2ページをごらん願います。

このたびの補正は、平成25年度事業確定による決算と精算に伴う補正であります。上段の歳入では、平成25年度の決算による歳入歳出差引残額であります2億2,633万7,000円を9款1項の繰入金へ計上しております。次に下段の歳出ですけれども、平成25年度の事業確定に伴い、介護給付費負担金、地域支

援事業交付金の精算額を国・県支払基金へ償還金として1億2,878万9,000円を計上しております。

2項の繰出金4万9,000円の補正は、前年度の地域支援事業繰入金と事務費繰入金を精算し、一般会計へ返還するものです。

以上の償還金と繰出金の額を歳入から差し引いた9,749万8,000円を、3款1項の基金積立金へ積み立てて歳入歳出の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第54、議案第134号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第134号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億9,246万8,000円に改めようとするものであります。

このたびの補正は、ユーホップハウス作業棟の給水設備の漏水に係る修繕と、それから上田村グループホームの避難誘導灯の設置工事費を計上しております。

5ページをお開き願います。

下段の歳出ですけれども、2款1項1目サービス事業費に53万9,000円を増額しております。これは、ユーホップハウスの漏水に伴う給水配管修繕料として35万2,000円、上田村グループホームの避難口誘導灯設置に伴う工事請負費として18万7,000円を計上しております。この誘導灯の設置についてですけれども、県外の事案でありますけれども、認知症高齢者のグループホームで発生した火災で死者が出たことを受けて、消防署の立入査察を受けた際の指導に対応するものであります。同じく5ページ上段の歳入ですけれども、これらの事業を実施する財源として5款1項1目繰越金53万9,000円を計上して対応することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第55、議案第135号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第135号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

このたびの補正は、第1条により歳入歳出にそれぞれ514万1,000円を追加いたしまして、それぞれの総額を6億9,490万円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

1款施設経営費、1項施設経営費でございますが、1目雄川荘経営費に193万6,000円を追加増額しております。内訳でございますけれども、非常用バッテリー及び階段非常灯の取り替え、エアコン等の修理等に係る修繕費が108万6,000円、それからエアコンの室外機の保守点検というのが稼働6,000時間ごとに点検が必要だということでございまして、それらについて追加分として85万円を計上して、合計193万6,000円の増額となっております。

次に、3目ゆっふるの経営費でございますが、85万円を増額してございます。内訳でございますけれども、温水の循環ポンプ交換や真空式温水ヒーター修理等に係る修繕費が85万円でございます。

それから、4目えがおの丘経営費でございますが、ハンドロータリー除雪機の故障によりまして代替機を購入しようとするものでございます。235万5,000円の増額でございます。

では、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

先ほどご説明いたしました3款繰入金の1項一般会計繰入金でございますが、320万5,000円の増額としてございます。この内訳でございますけれども、ゆっふる及びえがおの丘の施設経営費に充当する額となります。

4款の繰越金、1項繰越金でございますが、193万6,000円が増額となっております。これにつきましては、雄川荘分をこちらのほうから充当するという歳入歳出の均衡を図っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第56、議案第136号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○遠藤久志 建設部長 ただいま議題となりました議案第136号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたしますので、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,866万3,000円に改めようとするものでございます。

歳出について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項2目三枚橋地区土地区画整理事業費におきまして、3,500万円を増額し、補正後の額を1億3,650万4,000円に改めるものでございます。これは、地権者から建物移転の同意が得られる見込みとなりましたことによる増額並びに予算の組み替えによる補正でございます。

次に、歳入の内訳でございますが、同ページ上段の4款1項1目繰越金によりまして歳入歳出の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第57、議案第137号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第137号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条は、業務の予定量の補正でございます。主要な建設改良事業につきまして、公共下水道事業費の追加により業務の予定量を補正しようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款資本的収入では、総額に2,850万円を追加し、収入総額を11億8,700万円に改めようとするものでございます。第1項の企業債2,850万円の追加は、建設改良事業の追加によるものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出では、総額に3,000万円を追加し、支出総額を16億5,990万円に改めようとするものでございます。第1項の建設改良費3,000万円の追加でございますけれども、こちらは県事業であります中央線の街路事業の本年度の内容について、春からいろいろ協議を進めてまいりましたが、先般その内容が決定いたしましたので、管渠布設工事を同時施工する必要性が生じたのでその事業費を追加するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億7,290万円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金を2億7,872万1,000円に改め、不足分を補填するものでございます。

次のページの第4条では、企業債の限度額であります、公共下水道事業につきまして1億1,570万円から1億4,420万円に改めようとするものでございます。詳細につきましては3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○木村清貴 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月26日から9月1日までの7日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明8月26日から9月1日までの7日間休会することに決定いたしました。

9月2日は午前10時から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時34分 散会